DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

1. Due to the drilling without any authorization, a permission to restore Ochiai No. 1 hotspring well which is recovering its original status will be given.

2. In the case of its restoration, the Prefectural authorities concerned attend on the spot, with a view to taking the influences like the plea on the side of Itadome into consideration for reference.

3. Certificate on its influence should be made by the Prefectural authorities concerned.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

SUBJECT: Petition

TO : Tohoku Civil Affairs Region

FROM : Seizo Ishiguro, President of Aomori Shimpo
Kuroishi-machi, Minami-Tsugaru Gun, Aomori Prefecture

This matter, as described in attacked documents, has been disputed for three-years long and finally its decision came out today. After our careful investigation on this matter as a indigenous newspaper, we can not leave it behind in accordance with its importance. I hereby filed a petition with your Civil Affairs Region, in order to receive your criticism on this matter.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

COPY

Dpcument No: Ao Kan No. 303

Subject : Government Execution Order

From : Bunji Tsushima, Governor of Aomori Prefecture

To : Keizo Sennen

The Prefectural notice Ao Kan No. 112 of February 5, 1946, warned you to restore to the original status the hotspring digged without authorization at No. 74-1 Tomiyama, Fukuro, Yamagata Village, Minami-Tsugaru County, but you have failed to fulfill the obligation by the designated date. So the Prefectural Government is going to act for you in the following way.

1. Term for government execution
   April 20 to 25, 1951

2. Person responsible for the government execution
   Nobunao Ichinohe, technical official

3. Estimated sum of the cost needed in the government execution
   ¥48,002.

   This sum is to be liquidated and collected after the government execution.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

1. Due to the drilling without any authorization, a permission to restore Ochiai No. 1 hotspring well which is recovering its original status will be given.

2. In the case of its restoration, the Prefectural authorities concerned attend on the spot, with a view to taking the influences like the plea on the side of Itadome into consideration for reference.

3. Certificate on its influence should be made by the Prefectural authorities concerned.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

Draft

昭和三十六年四月十七日

青森県北津軽郡金木町
青森県新報社
社長 石黒清治 印

東北民事部殿

訴願の件

本件は、別紙関係書類に記載通り、三年越しの問題にして、遂に本日に至りたるものにして地元の当社としては、あらゆる観点より検討改善し難き重大問題と推察申、永く用捨なる解決方を欲し、ここに貴民事部の公正なる御裁判を仰ぐ度く訴願に及びたるものであります。

青環第三四三号

代執行令書

南津軽郡山形村大字袋字富山七四番地の一

右の地内における無許可温泉堀さくの原状回復について昭和二十六年二月五日付青環第一一二号をもつて戒告をしたのであるが、貴殿は指定期限までに、その義務を履行しないので、本職において左記により代執行をすることを左記により通知する

右代執行法第三條第二項の規定により通知する

記

一、代執行をなすべき時期　昭和二十六年四月二十日から二十五日

二、代執行のために派遣する執行責任者

技術吏員　一戸信直

三、代執行に要する費用の概算見積額

金四萬八千貳圓也

但し執行後精算によりその費用を徴収する

昭和二十六年四月三日

青森縣知事　津島文治

千年敬造殿

青森縣

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(2)

一、無罪の場合の故を以て現在原状回復中の者全部を釈放せしめる

二、復活に際し被告側の申立ての如き影響について考慮する為め保管人を立会せしめる

三、弁護人も影響の有無の証明書を提出せしめる

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

WITHDRAWAL NOTICE

ACCESS RESTRICTED

The item identified below has been withdrawn from this file:

File Designation RG 331 BOX 2583
FOLDER: NO TITLE
Date "TREATMENT of OCCUPATION PER-
From SONNEL by JAPAN. DOCTORS"
To

In the review of this file this item was removed because access to it is restricted. Restrictions on records in the National Archives are stated in general and specific record group restriction statements which are available for examination. The item identified above has been withdrawn because it contains:

☐ Security-Classified Information

☒ Otherwise Restricted Information

3 doc: 9pp

FOIA (c)
Authority

9/24/79
Date

MJS
NNGR

GENERAL SERVICES ADMINISTRATION

GSA FORM 7117 (2-72)

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

ACCESS RESTRICTED

The item identified below has been withdrawn from this file:

File Designation 091-31 Nonbeard Used

Date 12Jul51

From SecState # 120042

To SCAP

In the review of this file this item was removed because access to it is restricted. Restrictions on records in the National Archives are stated in general and specific record group restriction statements which are available for examination. The item identified above has been withdrawn because it contains:

☒ Security-Classified Information

☐ Otherwise Restricted Information

D State/157 — Authority

20Oct77 — Date

WITHDRAWAL NOTICE

GENERAL SERVICES ADMINISTRATION

GSA FORM 7117 (2-72)

GPO : 1973 O - 503-659

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

To Miss Plank
For Info.
E Plank

(3)

November 8, 1950
Translated by M. Kira

November 6, 1950

SUBJECT: Concerning Establishment of A Nurse Teacher Training Institute

TO: Miss Plank, Education Section, TCAR

BY: Superintendent, Fukushima-ken

In compliance with your request through telephone on November 3, I hereby submit the report concerning the above subject. The subject was deliberated at the October regular session of the Fukushima-ken Board of Education and was voted for. But it is at present under consideration and no specific plan has been as yet worked out. The petition submitted by Mrs. Tomi Anzai is inclosed herewith for your information.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

September 9, 1950

SUBJECT: Concerning the Determination of the 4th General Meeting of August 28.

TO : Superintendent of Fukushima-ken.

BY : Mrs. Tomi Anzai, Chairman of Fukushima-ken Nurse Teacher Association.

1. We ask you to take some appropriate measures which enable those assistant nurse teachers who have only the emergency certificate to acquire the regular 2nd class certificate.

Sixty-three assistant nurse teachers who were trained in June 1950 are now working at their schools with same responsibility as regular nurse teachers. The regulation on the number of nurses, however, some times causes uneasiness and disappointment in them and turn them toward other jobs.

If the thing be allowed to continue as it is, it would be a great hindrance in the way of development of health education.

We wish the prefectural authority take some definite step as soon as possible which enables those assistant nurse teachers to get the regular 2nd class certificate so that they may work more happily.

2. On the establishment of a nurse teacher training institute.

The responsibility of nurse teachers is very grave, as they are in charge of a basic aspect of education. But there is no prefectural or municipal training institute in this prefecture and courses some times sponsored by prefectural authorities are various, -- different in period and contents each prefecture to the other.

Therefore we want a governmental training institute grounded on the uniform standard for all prefectures established.

3. Counter-measures for tuberculosis teachers.

Tuberculosis is increasing with teachers as the result of overwork and 512 teachers are suffering from it in this prefecture. Needless to say complete therapentic measures should be taken for that, especially with emphasis on the following respects:

(1) Early discovery and early medical treatment of the disease:

It is true a minute physical examination is conducted once every year for early discovery of the disease. But actually some teachers who were found out to need rest or care can not take one obliged by the shortage of teachers or under the pretext of love of students, and consequenly their disease proceeds to serious stage.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

Henceforward, it is highly desirable for the authorities to make those teachers take rest at the same time with the early discovery of the disease.

(2) Replenishment of the Sanatorium:

The number of doctors and nurses is not sufficient and as the result serious cases are left to a miserable condition. To make the matter worse, there is no special ward for teachers, which is a cause for preventing those patient teachers from being hospitalized. So we ask you to make effort to realize the following matters:

a. Establishment of a separate teachers' sanatorium.
b. Minimum: A doctor and four nurses.

(3) Returning of recovered teachers to school:

When teachers have recovered from the illness after a long recuperation period and go back to their schools, they are some times barred by the regulation on the number of teachers at schools, or if they can go back, in some cases overwork again drives them to the same disease. We ask you to pay sufficient attention to the following questions:

a. Speedy relief from lay-off is desired for those whose resumption of their former work is approved by the doctor.

b. Care should be taken as much as possible to those recovered teachers to let them go back to their schools or to go to schools which they want to.

c. When they returned to school, they should not be abruptly overburdened with duties from the start.

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

二五福教社
昭和二十五年十一月六日

東北地方民事部民間教育課プランク　殿

福島縣教育委員会
福島縣教育長

養護教員協會より提出された陳情について

標記については十一月三日本縣渉外課を通いて電話をもって御求めありましたので左記の通り報告いたします。

記

一、養護教諭養成所の設置その他について

（提出者）福島縣養護教員協會
安齊

右については福島縣教育委員會十月定例會において採擇となり養成所設立の

福島縣教育委員會事務局

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

線に向って努力研究することになりましたが設立計画の具体的なものは未だ確定していません。

なお全文字を別紙の通り添付いたします。

福島縣教育委員會事務局

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NND 50.

要望書

昭和二十五年九月九日

福島縣養護教員協会委員長 安齋トミ

福島縣教育委員會殿

八月二十三日における第四回總会の決議に基き左記事項について善処される様要望致します

記

一、養護助教諭(臨免)が速かに二級普免になる様受講の道を開かれ度い

昭和二十四年六月に養成された養護助教諭六三名は各勤務校において養護教諭と同様責任を以て事務に精励しているが定数の実現による不安と失望のため転出する者等も出ている現状である

この様なことが永く続く事は保健教育の充実と発展の上に大いに憂慮すべきことである、縣当局はこれらの養護助教諭が二級普免所得者となる明朝に転勢にそしむことの出来る様至急方途を講ぜられ度い

一、養護教諭養成所設置は実する件

教育の基本となる重要な養護部門を担当する養護教諭の責任は実に重大である然るに現在養護教諭の官公立養成所は一つもなく又縣で行う養成講習は各縣毎に養成期間も内容もまちまちで甚だ不統一である 故に全国的に統一した官公立の養成所設置を要望する

一、結核教員対策について

過重労働のため教職員には特に結核患者が慢延しつゝある現在、本縣における患者数は五一二名の多きにのぼっている

この様な結核患者に対しては充分なる療養対策を講じなければならない事はいうまでもないが特に左記の事項について充分考慮されたい

廣い

(1) 早期発見と早期療養について

現在一年に一度教職員の細密検査を行え早期発見につとめて
いるが検査の結果要注意、要療養、要生意とわかった教員でも教員不
足で学校運営に支障を来すとかの児童生徒への愛情云々との理由
で往々にして大切な治療の時期を失し重態に陥る教員も少なくない様
である。今後は早期発見することにつとめ結核とわかったら速かに休
養させる様取計られ度い

(2) 結核教員療養所収容充実について

現在の療養所の状況を見ると医師、看護婦の手不足のため
重症患者の療養生活は実にみじめなものである。又独立した
結核教員病棟がないため入所困難の状況であるので次の項目の
実現は盡力され度い

○ 独立の教員病棟設立

○ 最小限専門の医師一名 看護婦四名の配置

(3) 結核教員の教壇復帰について

永い療養生活を終へ希望をもって復職する場合、教員定数の突
係で復職出来ない場合もあり復職しても勤務過重のため再発の危
険も考慮されるので次の点につき善処され度い

○ 医師の診断の結果復職差支へなしと認められた者に対しては
速かに休職をとく

○ 出来る丈け現在勤務校又は本人の希望ぜう学校に復職させ
る

○ 勤務は過重にならぬ様考慮する

以上

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG No. 175013

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

西大泉村農業協同組合の事業概要

一当村は米の單作農村として田川管内最大の米供出村である農業協同組合として主なる事業信用販賣購買、農業生産指導等に生産物の販賣事業が主で割合に組合員に組合圓滑に実施されている。

販賣事業……米、麦、馬鈴薯、甘藷、葉工品、果樹
購買事業……生産資材及生活に必要な物資の購買の供給
信用事業……貯金受入事業、又は生活に必要な資金の貸出
農業生産指導……農業技術指導品評会競技会並講話会の開催

組合役員数　一二名
統組合員数　六八〇名
出資金　三二一三、八〇〇円
出資金は当管内第一位

山添村農業協同組合事業概要

一畑作兼業農村として生産事業に主力を注ぎ指導委員を設け堆肥、稻作、畑作、果樹、畜産の五部門を設け専門委員を置し技術員と共に農産物増收指導を研究實施している。

事業指導……右各物価の変動と滯貨の増額のため成果は思わしくない。

購買事業……米以外の販賣高が三〇〇万円にて利用率は未だ低い。

販賣事業……米以外の販賣高が三〇〇万円にて利用

信用事業……貯金は昨年に比し一千万円増加し貸付金の増額のため、今後の運用は樂観出来ず

組合員の利用が八〇%で良好

農村工業事業

組合役員数三九名、　役員一二名　私員一〇名

統組合員数　六五九名、　私員一八名

出資金　七七七、四〇〇円　一組合員当　一、一八〇円

役員一二名　私員一〇名

出資金　三二一三、八〇〇円

一組合員当　四、七三六円

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

大山町農業協同組合事業概要

当村は農村として農業協同組合と業者との対立激しく青年連盟婦人連盟と緊密なる連絡を保ち其の健全な育成を図ると共に前途に横たわる幾多の障害を乗り越え維持している。

購買事業……不要不急の購買品の取扱重点的に生産資材の配給貯蔵の整理

販売事業……米麦、葉工品、柿、馬鈴薯、

信用事業……貯金受入事業又生活に必要な資金の貸出

組合役職員数　三二名

総組合員数　一、三三六名

出資口数　一、三八〇口

出資金　一組合員当　九五八円

記

山添村婦人団体の活動状況

当村は母の会を組織し部落毎の活動が中心である

割合に婦人の発言程度が活発に行われている。

大泉村婦人団体の活動状況

当村の婦人会長始め婦人協力して委員会制度を設け活潑に活動している。

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

連合会。昭和二四年度剰余金。及び損失金調

連合会名	剰余金	損失金
県単位連合会		
県信連	1,103,710	0
県販連	684,044	0
県購連	1,886,684	0
県経連	0	548,234
県農工連	324,920	0
県厚生連	0	2313,438
県養蚕連	11,618	0
県畜産連	21,045	0
県林業連	1,343	0
県南拓連	0	806,846
県酪農連	0	0
県水産連	1,224	0
小計	4,922,644	8,623,813
郡単位連合会		
郡農工連	0	43,045
飽海農工連	0	1,637,720
田川農工連	0	384,468
蚕糸農業加工連	0	105,710
小計	0	2181,043
合計	4,922,644	10,804,906

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

昭和三十四年度
課名 農地部農業共済協同組合課
人員数 職三十名 他ヶ事務所八名
予算額 二、四三三、四三五円
内訳
人件費 一、四一一、七九八円
事業費 一、〇二二、六三七円

十一、(1) 就に單位農協に於て年次昭和三十五年度総会(決算総会)を行えるもの

昭和三十五年度
農政部農務課
職 十一名 他ヶ事務所八名
二、五五七、二九七円
一、四二〇、八〇四円
一、一三六、四九三円

役員(理事並に監事)
A. 両選 七%
新に選出 七一%
B. 営って農業会役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(2) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(3) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(4) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(5) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(6) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(7) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(8) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(9) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(10) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(11) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(12) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(13) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(14) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(15) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(16) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(17) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(18) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(19) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(20) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(21) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(22) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(23) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(24) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(25) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(26) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(27) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(28) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(29) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(30) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(31) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(32) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(33) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(34) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(35) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(36) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(37) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(38) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(39) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(40) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(41) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(42) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(43) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(44) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(45) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(46) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(47) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(48) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(49) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(50) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(51) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(52) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(53) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(54) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(55) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(56) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(57) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(58) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(59) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(60) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(61) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(62) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(63) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(64) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(65) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(66) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(67) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(68) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(69) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(70) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(71) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(72) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(73) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(74) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(75) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(76) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(77) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(78) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(79) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(80) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(81) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(82) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(83) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(84) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(85) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(86) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(87) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(88) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(89) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(90) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(91) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(92) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(93) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(94) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(95) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(96) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(97) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(98) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(99) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

(100) 就に年次昭和三五年度総会に前催せる理事並監事(役員)
A. 両選 八%
新に選出 四二%
B. 営て農業会の役員たりしもの 二二%
C. 総会に出席せる組合員の百分比 九七%

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / 1975

175013

(ハ) 農協指導体系調整

農民及び農協に対する各指導機関、特に農業改良普及員、農業委員、民生委員、社会教育主事の能率的指導方法を発揮せしめ、相互の連絡をとり引力にするため、農協が中心となり、連絡調整をする。

(ニ) 監査強化と刷新

A 自主経営が放任乱脈と堕落とを生み、一部組合ぐるみの破綻を来している組合に対しては、現地監査の実施を予定しているが、財政の多難の折柄、国庫補助の増加を得て強力に実施する。本年度監査は事業運営資金の健全借置を中心とする指導監査とす。特に信連については新式銀行監査方法を採用して実施する。

B 紙上監査を容易ならしめるため経営分析試算表を定め、これを提出せしめ、組合財政を組合員に簡便に察知せしめる事前警告する。

C. 経営の優秀と経営の健全化に対しては農協法発布第三回記念日に於て表彰を企画してみる。

D 本年度は地方税制度改革時であり、徴税時期の集中で納税の困難も予想せられるので納税引当預金の励行を市町村と共催にて指導し併行して組合自資の増加運動も併行して実施し成績優良組合について は農林省に対する要望事項

a. 農協法は単なる組織法に止まり、生産協同体としての活動を助長するに充分でない。この改正を要望したい。

b. 現在の組合金融は短期資金の供給であり中長期資金の供給制度が確立してない。これが制度の改革を農業生産の改良助長保全に必要と認めるので指置を要望する。

c. 政令または信用事業を行う農協は固定資産と系統機関出資金の一定割合の自己資本を一ヶ年内に充実を要する事となるも、これが実施期間を農業経済事情に鑑みて伸縮できるよう指置が望ましい。

D 農業政策と農業技術の指導を実践については末端の各種の機関を充立せしめず、全て農協を通じて実施するよう本省各局の方針を確立してもらいたい。

E 新たに新設せられる地方税の価額(新加)は現在の如き未完組合の多くの状況では新らたなる負担を附加することとなるので、農協納税法第六條により収益団体でないと明示もあるので特に緩和の指置を要望する。

F 政令の公布と共に組合の監査、指導は庶化されつつあるが、実施財源のとぼしき地方に於ては容易に増額は不可能なる状況にあり国庫の積極的な助成金の増額を要望する。

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / BNDG NO. 775013

を通じ資金の効率的配分並に生産の向上を期する。

D 資金総合需給調整計画化運動

前各事業の自動主義による円滑なる実現と所要不足資金の一部導入を確実ならしめ併せて金融秩序到来による信用事業資金の確実なる運用を期するため増資増貯事業、回転資金制の活用、農家の高度利用、借入金の肩代と計画的償還指置の計画を励行し、組合経営の節減収入の強増を計り財政の両建に重点を置く指導を行う。

E 不良組合の更生整備計画化運動

経営の傾斜せるものに対しては個別実地更生計画の指導を行うも小規模、不能率組合は整理統合を勧奨し、組合自ら意識して自力更生の外ない能なるものについては組合員の損失を最小限度に止めうる様措置を講ずる

(2) 組合の育成強化指導

A 創設第三年を迎えたるをもって主として指導の徹底に重点を置き、モデル産業組合を選定し、これを育成強化し一般組合に対する指導の根源となさらしめる。

B 尚役職員の処遇教育のため企業会計方法の指導、民主的組合運営、自主的監査方法、農協としての農民文化運動、生活改善の講習会並巡回映画宣伝、印刷物の配布、特に就任発行の農協時報の増刷頒布を企図する。

C 許理能力の確保と優秀職員の養成のため計理技能者の認証考査と登録及び長期教育の施策として農協学校を新設したが、緒手当の余裕あれば組立校舎の新設を計画している。

三(3) 財政施策

A 組合財政の硬塞を打開するため、農協は二十万円を限度信連は予託一元が端境期危期一期支援のため農家の野菜買加、組合生産財買加、運動を兼ねて、更に三十万円の予託を計画している。

B 予託利子の外、不良高工品の販売前渡金の増加及び土地の改良、災害復旧のための国庫の補助金の確保を計り、これら資金の借入金を容易にするため、損失補償制度の確立を計画している。特に最近市町村財政の不備から農協からの借付が目立ち、これが国政不能を解決する一方策とする。

C 農業の生産の共同化を促進するに必要な施設をする農協に対し融資利子補給制度を考えている。

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(ヌ)組合の損失を最小限度に止めることによる積保護荷置を講ずる

A 創設第三年を迎えたるをもって、主として設立指導より科学的至当な方法を教示し併せて随時実施地に於ける診断を実施する。又モデル至当組合を選定し、これを育成強化し一般組合に対する指導の根拠とならしめる。

B 同役職員の給与教育のため企業会計原則による。新会計方法の指導、民主的組合運営、自主的監査方法、農協としての農民文化運動、生活改善の講習会及巡回映写、宣伝印刷物の配布、特に就発行の農協時報の増刷配布を企図する。

C 許理能力の確保と優秀職員の養成のため、許理技能者の認証考査と登録

(ル)本部農務課の農業協同組合行政上の主要事項

A 販売事業計画化運動

農生産物の共同出荷、共同販売を実施し確実なる販路の確保と代金の回収を計ると共に、取扱品質の向上を図り適正価格販売を目途とする。共同検査制を実施する。

B 購買事業計画化運動

購買事業参加による地区内農業用、生活用必需品の有効需要の把握と二ルガ安託制による共同購入制度を強化し購入資金の預納蓄積により適時安価に取得する体勢を強化すると共に、粗悪品の一掃を図る。

C 共同生産事業計画化運動

農生産物の共同生産、加工製造体系を整備し、共同労作業、共同施設の充実により工程を能率化し、優秀農村工業主要による生産の振興を加へ資材労力による副業発の発展と販路の斡旋、特用作物の共同生産の共同化を容易ならしむるための農業協同生産組織の編成と、一般農業生産小組合の結成を促進し、この形態を通じ資金の効率的融資と生産の向上を期する。

D 資金總合需給調整計画化運動

前各事業の自発主義による円滑なる実現と所要不足資金の一部導入を確実ならしめ、併せて分離採算制による信用事業資金の健実なる運用を期するため増資、増貯事業、回転資金制の活用、農協の高度利用、借入金の抑制と計画的償還指置の計画を通じ資金の効率的運用、生産の向上を期する。

E 不良組合の更生、整備計画化運動

経営の傾斜せるものに対しては個別実地更生計画を樹立し組合は整理統合を勧奨し、組合意識すく自力更生の外の能なるものについては、組合員

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

昭和三十五年度　事業状況

十二月　農協長期講習会　西郷村
農牛利用協議会　地方事務所
農家簿会計実務講座　今右
一月　農協長期講習会　山形市
農村金融懇談会　地方事務所
二月　農協長期講習会　赤湯町
三月　監査講習会　地方事務所
農業協同組合等設立
決算事務指導

四月　昭和十五年度農協事業対策連絡
組合財政健全化趣旨徹底協議会　地方事務所
農商等農協の設立
五月　県農協大会対策協議会設立打合　山形市
財務諸表の正しい計理講習会　地方事務所
モデル農協設置協議会　地方事務所
六月　農林金融対策協議会　地方事務所

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

昭和二十四年度　　事業概況

四月　農業会資産処理に関する飽海ミシン工業関係十二市町村組合の資産処理指導
　　役員改選対策指導　　地方事ム所單位開催
　　事業概況書作成指導
　　主要食糧登録対策協議会
五月　経営促進のための農家計理指導
　　組合統合促進協議会　　軍政部共催
　　G・H・Q・ノ農業会資産処理係官
六月　組合業務整備協議会　　軍政部共催
　　組合設立趣旨徹底協議会　　地方事務所
　　役員選挙講習会　　厚生連
七月　監査　　〃
　　肥料配給と金融操作懇談会　　山形市
　　資産関係組合整理調査　　米澤市
八月　農協婦人部懇談会　　地方事務所
　　県農村良事業組合協議会　　堀田村
　　経済事犯防止協議会　　地方事務所
九月　農地関係法規と農協法との関係　　〃
　　資産処理対策　　東南村、両羽山地方事務所
　　農業協同組合長講習会　　庄内、村山、置賜
　　県農資産処理対策　　山形市
十月　懇話会　　新庄市
　　地方事ム所　　山形市
　　　　地方事ム所

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(八) 県主催の組合教育の為に行う事業概要（自昭和二十四年四月 至昭和二十五年七月）

(七) 連合会の主要問題

イ、販売不可能繊維物資

ズボン 一四、〇〇〇点　綿織物 九、八八九点

白転車 九二点　タオル 四八三一点　魚網 二四五、〇〇〇メ

ロ、販売報償物資 一九、三五一斗

連合会に関する情報百分比

	一般状況	財務状況	整理状況	営業状況
優	一〇	一〇	一〇	一〇
良	三五	四〇	四五	三〇
佳	四〇	四〇	四〇	四〇
不良	一五	一〇	五	二〇
	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

（昭和二十五年二月三十日現在）

(六) 単位農協の教育事業（自昭和二十五年六月）

1、組合員の討議会合の会数　一組合平均　三、三一五回

2、組合員の討議会合の会数　一組合平均　一、三回　一、八回

3、婦人に対する特別なる会数　五回　二八〇人

4、農業生産用又は生活用必需物資の低価格購入斡旋確立

5、農産品価格の引上と低落防止、販路の確保

6、農業生産用又は生活用必需物資の低価格購入斡旋確立

7、貯蓄、購買、販売の運転資金、繰延処理資金及び家畜導入、農業機械施設、設置、土地改良等の固定的投資又は保繕修理に要する長期資金の低利借入。

8、農業生産用又は生活用必需物資の低価格購入斡旋確立

9、貯蓄、購買、販売の運転資金、繰延処理資金及び家畜導入、農業機械施設、設置、土地改良等の固定的投資又は保繕修理に要する長期資金の低利借入。

10、農産品価格の引上と低落防止、販路の確保

11、組合員の討議会合の会数　一組合平均　一、三回

12、婦人に対する特別なる会数　五回

13、教育事業遂行に対する特別職員数　一一人

14、組合員の農業技術指導に対する技術者の数　九人

15、経営調査会及び協議に役員を出張せしめた回数　八人

16、経営調査等に職員を出張せしめた回数　七人

17、県主催の組合教育の為に行う事業概要（自昭和二十四年四月 至昭和二十五年七月）

二、五二四人　二、〇四〇人　四、三五人

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(3)

(ロ) 予金使途

(イ) 單位農協

(イ) 対組合員貸付額　大四六、五一七円

(ロ) 対非組合員　〃　八、五九〇円

(ハ) 系統機関への予金額　八四五、七一四円

(ニ) 其他機関への　〃　三五、七〇一円

(ホ) 証券等への投資　二二、一一二円

(ヘ) 其の他　〃

(ロ) 信連　大四六、三八二円

(ハ) 農業手形割引額

單位農協　一三六、二一五円　四九、九一一円

信連　一一九、五八二円　四二、八九五円

(ニ) 借入金額

單位農協　三九八、三五六円　三五、七〇一円

信連　二八一、八一七円　二二、一一二円

(ホ) 予金々利の平均率

最低　〇、〇三九（普通貯金）　最高　〇、〇三五〇（二年定期貯金）　平均　〇、〇三二〇

(ヘ) 貸付金に対する平均利率

最低　〇、〇九三　最高　〇、一二七、　平均　〇、一二二、

(ト) 組合員の予金引入れに対する制限及全停止せる單位農協

三、

豊原村農協

十王村〃

窪田村〃

の既払制限組合　八

伊佐沢村農協

白鷹村寺泊〃

八向牙一〃

○其の理由

出資少、固定資産投資大、拠力心少い

出資少、資産の固定、経営悪い。

出資少、資産の固定

出資少、資産の固定、超加貸付

出資少、資金の固定

吉島村〃

万世村〃

荒砥村長沢〃

最上郡西小国村〃

福栄村

(ヘ) 單位農協に関する情報百分比

一般状況　財務状況　経営状況

優　一四　五　一五

圣理（帳簿組織）状況

二〇

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

| | | |

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

YAMAGATA PREF.

QUIT

清算

(1) 町村農業会
山解散農業会数 二二六、 資産譲渡完了数 二二六
登記完了年月日 昭和三十四年七月三十日

(2) 縣農業会
(1) 登記完了(清算に付)の予定年月日 昭和三十三年十月上旬の見込
(2) 清算に計して特別なる問題
イ 縣内農資産(倉庫譲渡)処分につき、左の困難なる事件が惹起し、資産処理に遅延を来たしたが一応解決をみた。
イ 海岸地方を代表する県販連と内陸地方を代表する県販連とに関する庄内倉庫の引受か競合
ロ、自作農特別措置法により譲渡を受けんとする長崎町農業協同組合と農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理に関する法律により譲り受けとする県販連とに関する県農業会長崎町倉庫引受の競合
ロ 現在県農資産処理を遅延せしめている事項
イ 裁判上の係争事件が未解決と未進捗で残っているもの
ロ、引受資産か検出に困難をきたしている。

新協同組合の組織

(1) 單位組合の数

(1) 山普通目的 三五、 (2) 特殊組合 六四六、 (3) 出資組合 三六九 (4) 非出資組合 五三二

(2) 連合会数

(1) 県連合会数 一
山形県信用農協連

山形県購買農協連

(2) 県連合会数 二
山形県販売農協連
山形県生産農協連

(3) 郡連合会数 九
飽海県産販売農協連
村山県村工業農協連
七北山郡販売農協連

山形県購買農協連
山形県畜産販売農協連
山形県園芸生産農協連

屋代郷農村工場農協連
田川農村工業農協連
南村山郡畜産農協連

井北農村工業農協連
櫛引農畜産物農協連
村山畜産農協連

山形県養蚕販売農協連
山形県農村工業農協連

山形県購買農協連

山形県販売農協連

(1) 普通組合 三五、〇五三人 (2) 特殊組合 一三二、〇二〇人 (3) 出資組合員 八、〇三四人 (4) 正組合員 一三五、〇二〇人 (5) 準組合員 一三二、〇五三人

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

Y41

(二)

(四) 新協同組合の組織

(イ) 単位組合の数

(ロ) 普通目的 二五五 (ハ) 特殊組合 六四六 (ニ) 出資組合 三六九 (ホ) 非出資組合 五三二

(ハ) 連合会数 一一

(ロ) 県連合会数 一

(ニ) 郡連合会 九

(ホ) 組合員数

計	一三三、〇五三人	(ロ) 正組合員	一一七、三五四、九三三円
(イ) 正組合員数	二四六人	(ハ) 正組合員出資金額	八四、二二〇、六〇〇円
(ロ) 準組合員数	一〇八、四一五人	(ニ) 連合会	一二六、一〇〇、〇〇〇円
(ハ) 県農業組合連合会	一人	(ホ) 連合会	二一〇、三二〇、六〇〇円
		(ヘ) 連合会	九五八、三五、〇〇〇円

(三)

(ロ) 出資金の払込済出資金

(イ) 単位農協合計(組合数 二五三)

(ロ) 連合会合計(連合会数 二〇)

(ハ) 昭和二十五年十二月末日出資金総額

(イ) 単位農協 二七九、〇七九、〇〇〇円

(ロ) 出資金増額運動の実績

(イ) 単位農協 四一六、六一八、〇〇〇円

(ロ) 単位農協合組織に於ける信用事業

(イ) 予金残高 昭和二十五年三月三十一日現在

(ロ) 単位農協 二、五九、三七三、〇〇〇円

山形県庄内販売農協連
山形県青果物販売農協連
山形県信生農協連

(ハ) 郡連合会 九

飽海県農漁工農協連
村山農林工業農協連
北村山郡乳製農協連
屋代郷農村工場農協連
田川農村工業農協連
南村山郡畜産農協連
共北農村工業農協連
柳引農畜産加工農協連
村山畜産農協連

(ホ) 組合員数

(イ) 組合計 一三三、〇五三人
(ロ) 正組合員数 二四六人
(ハ) 県農業組合数 一〇八、四一五人

(ロ) 正組合員 一三五、〇二〇人
(ハ) 準組合員 八、〇三四人
(ニ) 正組合員中20才以下青年組合員数 三一、二五五人

山形県庄内購買農協連
山形県畜産販売農協連
山形県南拓生産農協連

山形県養蚕販売農協連
山形県農村工業農協連

山形県購買農協連

(四) 新協同組合の組織

(イ) 単位組合の数

(ロ) 普通目的 二五五 (ハ) 特殊組合 六四六 (ニ) 出資組合 三六九 (ホ) 非出資組合 五三二

(ハ) 県連合会数 一

(ニ) 県連合会数 一一

(ホ) 県信用農協連 一

山形県販売農協連

(ヘ) 新協同組合の組織

(イ) 単位組合の数

(ロ) 普通目的 二五五 (ハ) 特殊組合 六四六 (ニ) 出資組合 三六九 (ホ) 非出資組合 五三二

(ハ) 連合会数 一一

(ニ) 県連合会数 一

(ホ) 県信用農協連 一

山形県販売農協連

(ヘ) 新協同組合の組織

(イ) 単位組合の数

(ロ) 普通目的 二五五 (ハ) 特殊組合 六四六 (ニ) 出資組合 三六九 (ホ) 非出資組合 五三二

(ハ) 連合会数 一一

(ニ) 県連合会数 一

(ホ) 県信用農協連 一

山形県販売農協連

(ト) 農業会長峠町倉庫引受の穀合

(イ) 現在県農資産処理を遅延せしめている事項

(ロ) 裁判上の係争事件が未解決なため未進捗で遅れている

(ハ) 引受資産の搬出に困難をきたしている。

(ニ) 農業協同組合の整理に関する法律により繰り受けとする県販連との関係

(ホ) 県庁に於ける農業団体の整理に関する法律により繰り受けとする県販連との関係

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 75013

試算表

農業協同組合 生成村

昭和25年5月31日現在

借方 科目	借方 金額	貸方 科目	貸方 金額
金庫預金	1,032,300.00	地物備品	16,332.-
金庫当座預金	2,725.80	金券	271,110.-
金庫定期預金	10,499,596.28	金銭	1,015,271.-
貸付金	419,266.26	越品	42,492.-
有価証券	3,633,823.26	金品	376,000.-
出資金	47,796.-	金銭	5,000.-
関係団体出資金	4,916.-	金券	30,650.-
未収入金	1,066,362.80	代理購買	514,027.87
資材	366,871.49	資材	3,226,162.40
生産資材	91,738.00	生産資材	1,033,020.00
販売品	18,030.00	販売品	51,005.63
農具	45,510.50	農具	190,023.91
建物	30,000.00	建物	625,260.55
土地	396.84	土地	82,000.-
		未払金	25,380.77
		未払費用	146,520.12
		預り金	21,725.00
		預り保証金	81,378.95
		前受金	201,561.00
計	11,534,887.42	計	11,596,245.08

借方 科目	借方 金額	貸方 科目	貸方 金額
繰越金	2,000.00	繰越金	4,424.17
利子	13,480.00	利子	872.06
利子割引金	1,245.10	利子割引金	270.00
報酬金	56,513.54	報酬金	102,211.25
手数料	1,236.70	手数料	12,600.00
雑収入	73.73	雑収入	25,000.00
給料	49,241.50	給料	2,500.00
賃金	12,521.60	賃金	9,080.00
旅費	1,601.34	旅費	2,100.00
交際費	2,969.40	交際費	4,112.00
通信費	4,285.00	通信費	1,305.00
		消耗品費	12,200.00
計		計	

出庫時検定関係団体購買品代金
金子負担金
金子負担金
金子負担

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG No. 175013

| | | |

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG No. 77013

此処分

一	二八〇〇円	放育事業へ次年度繰越定款26條2…			
一	五六〇〇円	積立金定款24條前以上			
一	四七二〇〇円	払込出資額割配当金			

昭和25年度経費の徴収方法

1. 組合員割	1組合員当り	200円	5月10日限徴収	
2. 耕作反別割	畑1反歩当り	300円	8月30日限徴収	
	田 〃	300円	11月30日限徴収	
3. 家畜割	牛馬1頭当り	200円	7月30日限徴収	
	緬羊 〃	105円	〃	
	山羊豚 〃	5円	〃	
4. 蚕繭割	1〆当り	2円	繭代精算の都度徴収	

総司部ワード博士来県に伴う農協組運営に関する調査表

1.組合員数

組合員総数	内訳 正組合員	内訳 准組合員	女子組合員	30才以下男子数	備考
730名	675名	55名	45名	90名	

2.組合に於ける収入100分比

信用事業	販売事業	購買事業	加工事業	利用事業	その他	合計
25	15	25	5	30		100%

3.諸報奨物資在庫状況

在庫総数	内訳 衣料品関係	農業用保工具	その他		もち米販売代金預金	備考
469.991.円	441.195円	28.796円			28851(	

4.組合員に対する教育事業の実施情況

組合員の訓練会合回数	婦人部会合	青年部会合	役員事業の研修会	役員研修	利用組合設立の啓蒙	左記の講師	備考
2	2	2	4	4	5	5	

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

有価証券利子及配当金	43,000	有価証券84期及37期出資金、利子及配当金
雑収入	35,000	
合計	2279,100	

支出

科目	予定額	摘要
農業貯蓄奨励賞	200,000	農業技術員電気工事畜舎増改築部落助成金
教育費	20,500	教育情報事業費
貯金利息	225,000	平均残高1250万円の定期普通貯金利子
販売手数料	120,000	販売事業諸掛
購買事業諸掛	25,000	購買事業諸掛
諸給料	545,000	常時従業者給料電力料其の他
諸報酬	30,000	組合長年壱万二千円理事監事9
給料	560,000	職員11名分給料1人当年棒3300円.
諸手当	150,000	職員家族手当及日宿直手当其の他
賃金	80,000	役職員旅費及組合関係旅費
賃金	35,000	総会、役員会、其の他諸会議費
賃金	45,000	組合人課税関係役員公費負担金
賃金	100,000	組合員慶弔見舞金
賃金	58,000	減価償却費
雑費	20,000	火災保険料
合計	2223,500	

総益金	2279,100	円
総損金	2223,500	円
差引剰余金	55,600	円

種籾運搬	穀工品搬	1,108,300俵 150,000 4,500	662俵 200,000 4000件

(9) 協同組合体による肥料配給の合理化を図る
(10) 協同組合員別買入数量及び金額の公表
(11) 肥料等食糧配給(主として組合員に肥料配給の合理化を図る)
(12) 約定団体機械と結合主義の組合員の配給をなさんとす)
(13) 約定団体協同施設資金(銀行)(登録)

	昭和24年度末現在	本年度内増加目標	本年度末現在
組合員	674名		674名
出資金	1,083,500円	716,500円	1,800,000円

収支予定計画

収入

科目	予定額	摘要
預金利息	220,500	田畑1反当30円 牛馬1頭20円 綿羊1頭10円
貸付金利息	87,600	山羊豚1頭5円 上繭1〆2円 組合員1人20円
有価証券利益	53,000	平均残高80万円に対し日歩3銭(購買掛利も含む)
雑収益	248,000	平均残高850万円に対する定期及普通郵金利子
手数料	215,000	米麦雑穀及繭類蚕類取扱手数料
売買利益	138,000	青果物蔬菜工品其の他農産物販売益金
雑収入	154,000	購買事業取扱益金
借入金	540,000	倉庫利用料

預取販購利倉

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NND NO. 775013

| | | |

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

	数量	金額
前年度	5.4	1.31.182.147
本年度	5.19.66	2.24.508.07
前年比	2.2	1.07

6,000,000
850,000

	数量	金額
前年度	5.4.635-305	1.31.182.147
本年度	8.336	2.24.508.07
前年比	1.5	1.07

事業計画書

第1　昭和25年度事業方針

農業の生産性の昂揚農業労働効率増進を期す可く農地の改善の健全化並に農民の経営の合理化と農民生活の改善向上を期する方針なり　尚本年度に於ては一般畑作農民組合併結の事業方針を大略左の如し

(1) 農業生産の高度化並に経営の合理化

農地の改良及び技術改善に依り増産を期し家畜の増殖改良多角経営に依り農家経営の改善に努める

(2) 教育並に生活文化事業の改善

生産の向上も組織力の強化の重要なるを以て文化教育の事業向上に情報交換を密にし農民教育に積極的に協力し農民生活を明朗ならしめ合理的な経営の諸設備を演ずる様な社会的地位の向上に努め又将来に善処する方針なり

(3) 貯金並に出資金の増額

貯金の活用並に貯金の増額

出資金に依る財政の合理化と金融の円滑化に努め資金の増加により自己資金額の均衡を失はざる程度に増資をなさんとするで尚本年度に於ける貯金及び出資金の増額計画は次の如し

第2　昭和25年度営農改善の設置

(1) 農業増産技術員の設置

	本年度	前年度
農業関係	2名	2名
畜産関係	3名	3名

（書記1名も含む）

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG No. 175013

ロ. 米麦雑類増産施設費	40,000円	40,000円
ハ. 蚕業 〃	40,000	50,000
ニ. 畜産 〃	40,000	50,000
ホ. 畑作改善 〃	2,500	3,000
ヘ. 農業経済調査研究費 ト. 講演、講習会費 チ. 組合報の発行	35,000	80,000

(2) 農業労働効率増進に関する事業

イ. 共同備畜実施	17,000頭	17,000頭
ロ. 共同種畜飼育	550	500
ハ. 優良種牡種牛の利用	3頭	2頭
ニ. 共同病虫害防除の奨励		
ホ. 共同揚水事業の奨励(改良)		
ヘ. 共同優良農機具利用の奨励		
ト. 農地改良事業の指導(開墾農道の改良支援分含)		

(3) 教育情報啓蒙並文化事業

イ. 講演講習会の開催	
ロ. 優良図書農業新聞の斡旋普及	
ハ. 映画及便宜供与設備等の導入	
ニ. 視察の奨励	

(4) 金融事業

	年度始現在	年度内増加目標	年度末目標
イ. 貯金			
普通	950,000円	300,000円	1,150,000円

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 75013

(剰余金の十分の一以上) 4,000.00
(剰余金の二十分の一以上) 2,000.00
(出資払込済に対する年4分) 30,000.00
396.84

準備金
教育情報事業費積立金
配当へ繰越金
年度

昭和25年4月15日

成生村農業協同組合

理事	押野豊太一	
組合長理事	野田利兵衛	
理事	後藤儀作	
理事	奥山助左エ門	
理事	畑矢司藤雇	
理事	庄義同	

意に栄分処金命剰旦し認承をとることなく実施の其し全特と類書記
します

昭和25年4月15日

監事	黄須関	夫助治
監事	木藤	利大惣
監事		蒲

報酬料	0	益息	0
賞與及諸給	0	息利	0
當座預金利子	0	料金利金	0
貸倒金	0	金入渡	0
減價償却費	0	雑収入	3000
通信費	0		
旅費	0		
修繕費	0		
通信費	0		
諸税負担金	0		
保険料	0		
雑費	0		
支払利子	0		
割引料	0		
為替差損	0		
雑損	0		
役員賞与金	0		
家族賞与金	0		
雑給	0		
旅費	0		
修繕費	0		
通信費	0		
諸税負担金	0		
議員歳費

負債		
科目	摘要	金額
預金	振替1794572 定期3545.886.26 普通7625.242.76 当座692.209.00	12.042.761.74
購買未拂代金	県購連外3件	1.032.564.0
退職給與積立金		18.080.00
仮受金	1件	462.050
合計		12.168.718.64
差引純財産		1123.622.64

(2) 貸借対照表

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
出資金	1.083.500.00	土地	16.332.40
準備金	3.725.80	建物	271.100.00
振替貯金	79.423.726	諸設備	1.006.775.55
定期貯金	3.548.826.26	備品	42.492.00
普通貯金	7.625.242.76	系統機関出資金	376.000.000
当座貯金	692.209.00	関係団体出資金	15.000.000
購買未払代金	1.032.564.0	保証金	55.450.00
退職給与積立金	18.080.00	有価証券	648.556.90

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG ON JUN 1979
175013

借方		貸方	
預貸当販振為繰雑損借現	462,050 36,396,840	金金品金材金金金	4,095,210 9,920,630 7,703,350 5,955,170 3,169,105 1,546,152 2,500,980 773,988 769,335,500
合計	13,292,341,280	合計	13,292,341,280

(3) 損益計算書

損失		利益	
科目	金額	科目	金額
貸倒損失	26,110,100	受取利息割引料	8,270,430
支払利息	14,056,240	諸利子	43,170,700
諸手数料	20,365,000	諸雑収入	1,415,073
雑損	9,675,340		
	69,206,680		52,855,203

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 77013

備品	農林県修理神機8台車積装整理神具6組 搗精杵4台 製粉神1台漬物桶11本5輪1台 搾油神4台モーター3台 縄打神1台 其の他運転可能附属設備一式	1006.777.55
商品	金庫外1帖5表	42.492.00
系統機関出資金	県信連70口 県販連52口 県購連16口 県厚生連30 県養販連130口 県普販連3口 県畜産連3口 農林中央金庫90口 県農工連5口 全国新聞情報連2口	376.000.00
関係団体出資金	県製油工業組合1口 農林振興会社2口 東南村山燃料配給林産組合8口 漬物加工組合1口	15.000.00
保証金	肥料公団保証金28.650円 木炭保証金24.800円 酸素商会保証金2.000円	55.450.00
指導農場拠出金	高瀬指導農場拠出金	21.725.00
有価証券	国債317.11.90 社債478.370.00 株券15.775.00	648.656.90
預金	県信連319.533.18 銀行2243.843 郵便局142.927.63	3.560.779.24
貸付金	普通貸付125件 854.000.00 当座貸越6件46.520.69	900.580.69
販売未収金	草り表外7表	2.159.535.99
販売未収代金	11件	717.517.35
購買未収金	勇粕外156表	1.742.469.01
購買未収代金	128件	663.651.05
農機具修理資材		144.154.62
仮払金	2件	180.773.98
現金		769.335.50
合計		13.292.341.28

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDS NO. 175013

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 75013

蚕繭　11,800　11,000

家畜　大　2 5 8　1 5　牛乳876ℓ
　　中　2 8 4　7 5
　　小　7 5 2　2 3 8　卵450ヶ

草種表　25,000貫　20,000　其他藁トン

(5) 家畜頭調

馬　20頭　牛　248頭（内乳牛38頭）　豚　11頭
緬羊　142　山羊　111　兎　184（内アンゴラ）
鶏　530　アヒル　38羽

成生村農業協同組合昭和24年度事業報告

(1) 財産目録　昭和25年3月31日現在

科目	摘要	金額
	資産	
土地	事務所敷地615坪	16,332.40
建物	事務所2棟86坪 倉庫2棟147坪 作業場2棟 82坪 小屋1棟21坪	271,110.00

(3) 住民の組織と機関

名称	区域	数	構成員数	常勤役職員数
村役場	村内	1		12名
村議員	〃			16
小学校	〃	1	759	19
中学校	〃	1	368	14
農地委員会	〃		委員数(10)	2
農調委員会	〃	1	〃 (15)	2
農協組合	〃	1	764	24
農共組合		1	545	
消防団	〃	1	200	
青年団	〃	1	485	
農民組合	〃	1	450	
部落農事組合	部落毎	7	505	
果樹組合	村一円	1	87	
畜産関係組合	〃	3	378	

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NND NO. 775013

部落養蚕組合	部落毎	6	350
農事電化組合	〃	52	482
民生委員会			

(4) 農業作付及生産並販売量

種目	作付反別	生産額	販売数量
水稲	250町	6362石	2250石
大麦	40	850	600
小麦	42	600	500
馬鈴薯	358	127000貫	90000貫
甘藷	185	48000	13000
大小豆	550	820石	300石
雑穀類	10	70	30
蔬菜	18	75000貫	45000
果樹	22	40000	35000
工藝作物	20	1500	400
桑園	120	240000	50000

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

90cm 最低 50cm 12月下旬根雪となり3月中旬融雪す雨も少なく
結霜10月下旬より晩霜5月中旬なり 曇霧も少いが7月下旬8月中の
稲作に日照時数必要とする際 1時半頃迄朝霧あると遺憾とす

(5) 住　民

	世帯数	総人口
昭和25.3	789	4389人

内専業農業戸数386戸　兼業農家戸数172戸

農家人口 4030人 { 外に工業6戸　商業58戸　其の他有業150戸

2 (1) 農家経営面積広狭別農家戸数

3反未満	3～5	5～10	10～15	15～20	20～30	計
62戸	44	146	175	102	29	558戸

(2) 耕地反別

田	250町	二毛作可能田	185町	自作 358町	363戸
		〃 不能田	65町		
畑	320町	桑園	120町	自小作 176町	166戸
		普通畑	178町		
		果樹畑	22町		

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NND ON GUNN NO. 175013

(2) 位置と交通

東村山郡の北(西)端に位し西村山郡及北村山郡と隣接す天童町より各地町に連絡する県道東南より西北に中央部を縦貫し鉄道の便あり
北村山郡山口村を経する乱川は東北端押切川は大体中央を東より西北に貫流す
県道(谷地街道)を中心に村道作場道各々大字に連絡す鉄道は村の東部を走り村の中央より最寄駅天童迄3500mなり

(3) 地形

東より西に長く5km強にて南北3.8km概ね平坦にして山なく川は東より乱川押切川の二川又南端に倉津川ありて最上川に合流す
田は南西に畑は東北部に拓け小岡部落天童町に接し高木成生之に次ぎ成生部落中央にて役場学校農協組郵便局駐在所あり大清水大町合町西北部に位し乱川を越へ(北に)向原の小部落あり標高最高100m強平均97m最底85mと思はれる

(4) 気候

県内平均温暖の地と思はる気温年平均C12°～14°位降水量年平均1500ミリバール～2000ミリバール位と思推せられ積雪量少なく

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NND 963211 BY NARS, DATE 12-18-75

目　次

1
1. 沿革と林況
2 位置と交通
3 地形
4 気候
5 住民

2
1 農業経営別(個別)農家数
2 耕地区別
3 住民の組織と機構
4 農業作付(飼育)別(生産)
5 家畜飼育頭(羽)数

農協組

1 農協組運営に関する基本調査
2 昭和24年度事業報告
イ 財産目録
ロ 貸借対照表
ハ 損益計算書(剰余金処分を含む)
3 昭和25年度本組合事業計画書
1. 昭和25年度事業方針
2 〃 事業計画
3. 収支予定計画
4 昭和25年度経費の賦課徴収方法
5 昭和25年度5月末本組合試算表

(1) 沿革と村から

1. 永和年間成生村の荘と稱し藩政を布き当時この郷の文化の中心なり
2. 明治維新直前 大清水部落天童藩 成生部落楯岡藩 高木元今町は秋元藩
   元川除は柴橋代官に所属す
3. 明治維新后 小関 高木 成生 大清水 東今町 今町ヵ六ヶ村に改稱せ
   られ 明治22年 町村制実施と共に山形県東村山郡成生村となる
   従来純農村の姿に推移し大正12年産業組合大正13年農会の設立を見
   農業発展及農家経営に寄與す
   本村を貫流する押切川乱川は大正初期より洪水毎に美田を流す被害甚
   大にて村民対策に大童なりし処昭和初期堤防大暑定備す
   大正年間及び昭和15年頃迄養蚕飼育盛んにして四万貫位の生繭を産
   又草履表の産額多く六五万足位の産額を見たり
   然し農家経済恵れず貧弱村の汚名を甘せられ
4. 昭和18年農業会となり昭和23年農業会を解散し民主的な農業協同組合
   の設立を見農村経済上昇したりしが最近又鉄北経済 [illegible] 至
   不安濃厚なり

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NARS, DATE 12-18-75

成生村全圖

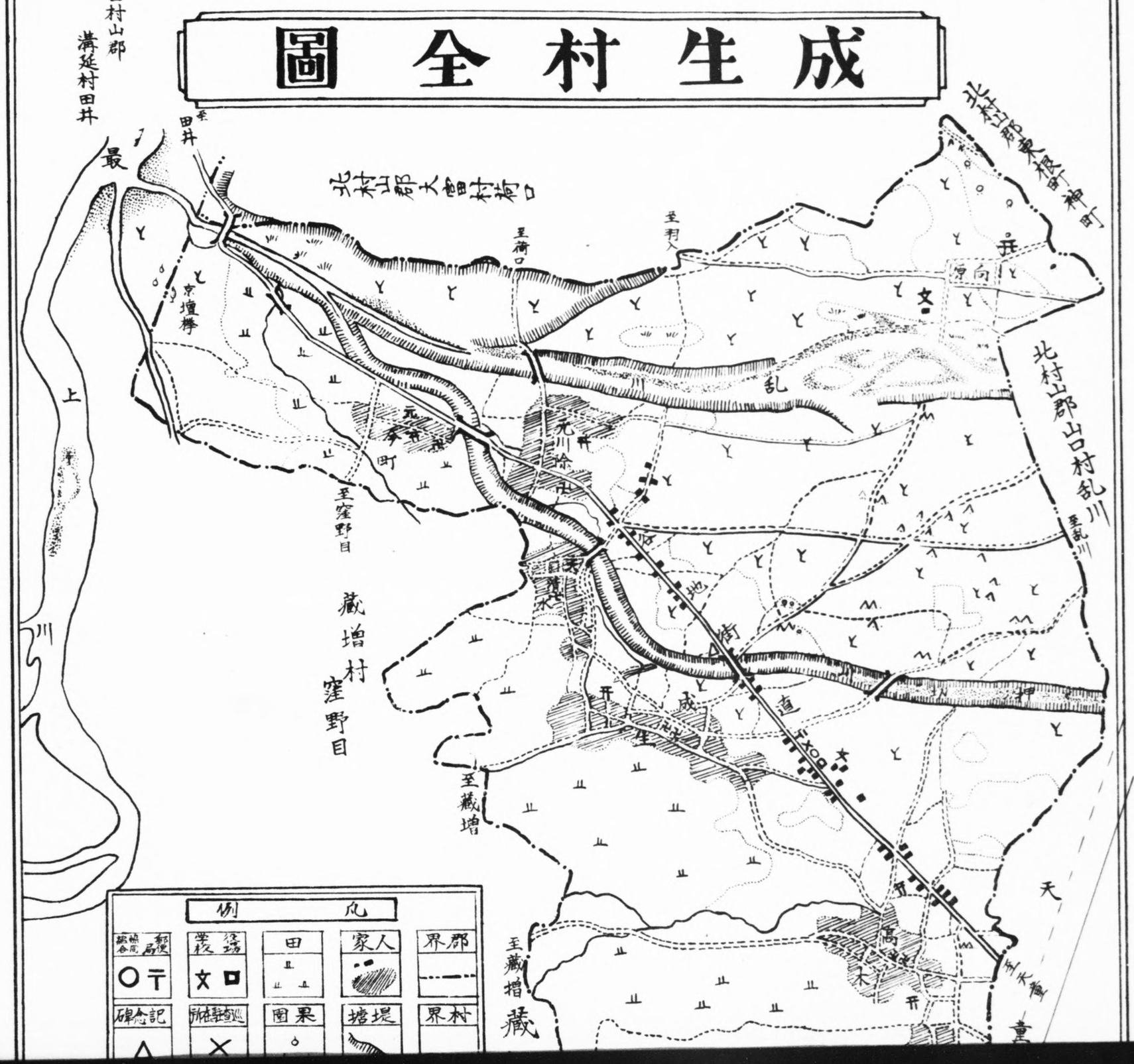

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 77013

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NND 963015

175015

凡例

郵便局 / 役場 / 田 / 人家 / 郡界
官衙 / 学校 / 果園 / 堤塘 / 村界
記念碑 / 旅館 / 墓地 / 道路 / 水路
橋梁 / 草地 / 樹木 / 境界 / 畑桑
沼 / 神社

1/20000

米 1000 500 0 1000
町 10 5 0 10

上川

至窪野目

藏增村 窪野目

至藏增

至藏增村 矢野目

增村

至藏增

至乱川

北村山郡山口村乱川

天童

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

(九) 予備費

經常費

◎歲出の部（七六八、〇〇〇、円〇〇）

一、職員給　三八四、〇〇〇、〇〇

一、專任教員給　一八〇、〇〇〇、〇〇　一人（一人當 七、二〇〇、〇〇）

二、兼任教員給　一四〇、〇〇〇、〇〇　一〇人（一人當 一四、〇〇〇、〇〇）

三、事務職員給　八四、〇〇〇、〇〇　一二人（一人當 七、〇〇〇、〇〇）

二、傭人給　大〇、〇〇〇、〇〇　一人（月五、〇〇〇、〇〇）

一、傭人　〃　（三人 七、二〇〇、〇〇）

二、傭人　〃　（一人 五、〇〇〇、〇〇）

四、旅費　四八、〇〇〇、〇〇

普通旅費　四八、〇〇〇、〇〇

五、需要費　二二一、〇〇〇、〇〇

一、消耗品費　一一、〇〇〇、〇〇

二、燃料費　二四、〇〇〇、〇〇

九、〇〇〇、〇〇

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

三、光熱費　一四、〇〇〇
四、通信運搬費　一〇、〇〇〇
五、修繕費　一五、〇〇〇
六、備品　一〇、〇〇〇
七、雜費

◎歲入の部（七六八、〇〇〇、〇〇〇円）

一、縣負担　三七一、〇〇〇、〇〇〇
二、同窓會負担　三〇、〇〇〇、〇〇〇
三、授業料　七二、〇〇〇、〇〇〇
四、農場收入　二七〇、〇〇〇、〇〇〇
五、雜收入　二五、〇〇〇、〇〇〇

2、臨時費（一五三五、〇〇〇、〇〇〇円）

一、教室　一二〇〇、〇〇〇、〇〇（五間×十二間二階建々坪一〇、〇〇〇坪）
二、農場管理室　一〇五、〇〇〇、〇〇（十五坪　坪七、〇〇〇、〇〇）
三、畜舍堆肥舍　一八〇、〇〇〇、〇〇（三〇坪　坪六、〇〇〇、〇〇）
四、農舍物置改造　五〇、〇〇〇、〇〇（現有物改造費）

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

氏名	年令	出身地
狩野幹夫	一九	山形市
水村利夫	二二	西置賜郡豊原村
松山成夫	二一	今
仲野利美	一九	西村山郡溝延村
工藤陸一	一九	今 谷地町
大沼儀一	一九	今
黒田晃	二一	今 寒河江町
井上英市	一九	今
志藤太郎	二六	今 大谷村
奥山忠	一八	東村山郡成生村
阿部光輝	一九	北村山郡福原村

(八) 生徒の經費.

a. 授業料 月 二〇〇円

b. 通学の出来ないものには寄宿舎の便を與え其の費用は月一五〇〇円程支給與.

c. 學用品 テキストは縣より給與.

氏名	年令	出身地
大類順治	二一	苅山郡福原村
井澤藤雄	一八	今 富木
遠藤一男	一八	今 尾花沢
原田知義	一九	今 楯岡
丹野昇	一八	今
丹運太郎	三二	最上郡金山
熙田寛二	二〇	今 豊里
田中寿巳	二〇	今 東小国
佐藤洋	二一	西田川郡西郷村
阿曽正彦	一八	飽海郡北平田
眞柄幸三郎	二〇	今 本楯村

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

(六) 學科目及ビ時間數

學科目	時間數
農村社會學	九〇
經濟學	四五
農業政策	四五
農業協同組合原論	三六
農業協同組合經營	二〇
農業協同組合史	五四
農業協同組合關係法規	五四
農業協同組合經營	二七
農業金融	五四
農業協同組合法記	三六
組合監査	二七
經營分析	二七
事業別農業協同組合經營	五四
耕種	一八〇
農藝化學	九〇
農機具	五〇
農村工業	九〇
獸醫畜産學	一三五
英語	四七〇
農場實習	一六二
計	

(七) 生徒

三〇名（定員三〇名）

氏名	年令	出身地
鈴木定男	一九	南村山郡南沼原村
淺野芳男	二〇	仝 滝山村
金澤利一郎	一九	仝 南沼原村
佐藤肇	一九	仝 上山町
後藤文市	二一	南村山郡村木沢村
古熊義一	二二	仝 柏倉内仝
門間俊春	一九	仝 仝
南沼武男	一八	仝 村木澤村

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

會長	上山農業高等学校長	佐藤忠之助	
副會長	小松農業高等学校長	鈴木吉郎	
理事	藤島農業高等学校長	庄田眞次郎	
幹事	財団法人 村山同窓會	遠藤愼吉	
副會長	代理	大川一雄	
監事	山形縣農務課長	青柳辰藏	
會長	山形縣農業協同組合會長	七海正男	
顧問	農林省農業協同組合課長	平木桂	
會長	山形縣副知事	高山政夫	
會長	山形縣會議長	加藤富之助	
會長	山形縣教育委員會長	松澤靖介	
會長	山形縣會議員(山形縣婦人農業協同組合連合會長)	大山不二太郎	
會長	山形縣販農協連合會長	抑野豊太	

B職員

主事	專任	五十嵐正治
教諭	兼任(文学博士)	赤林好郎
	兼任	綿貫哲雄

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

教諭	兼任（山形縣主事	農務課）	工藤恒夫
〃	〃（〃	〃）	松浦專廣
〃	〃（〃	〃）	武田正之助
〃	〃（〃	〃）	太田孝次郎
〃	〃（〃	〃）	會田冨太郎
〃	〃（楯岡農業高等学校長	〃）	森直淳
〃	〃（〃 校	教諭）	大川一雄
〃	〃（〃	〃）	安孫子廣一
〃	〃（〃	〃）	小関靜夫
〃	〃（〃	〃）	有路芳男
〃	〃（〃	〃）	眞水與八
〃	〃（〃	〃）	松前卓平
〃	〃（〃	〃）	鈴木武雄
〃	〃（〃	〃）	石澤清
〃	〃（〃	〃）	山崎吉雄

外雇員二名

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

(一) 創設及び開校

1. 昭和二十五年二月九日 私立學校令により各種學校として認可
2. 今年四月十五日 開校並に入學式挙行

(二) 施設

場所 山形縣北村山郡楯岡町
a. 教室及び事務室 山形縣立楯岡農業高等學校構内
b. 宿舍 楯岡農業高等學校より借用
c. 農機具 全校寄宿舍の一部借用
d. 農場(畑四町六反) 全校及び縣有物を借用
全校同窓會より借用

(三) 教育方針

科學的な農業經營、特に農業協同組合の運營に通達せしめ、且つ高度化せる農業技術の實質的指導教育をなし、農村に於ける有爲なる幹部員の養成をする。

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

(四) 修業年限、入學資格及び定員

a、修業年限　一ヶ年
b、入學資格　高等學校卒業者又は之と同等以上の學力あるもの
c、定　員　本科生　三〇名
　　聽講生　隨時　一〇名

(五) 役員及び職員

A、役　員

理事長	山形縣農林部長	梅津龍夫
副理事長	財團法人村山同窓會長	五十嵐正治
理事	山形縣農務課長	木村光治
〃	文書課長	雨谷憲作郎
〃	農業改良課長	宇野文男
〃	教育委員會教育長	塚原主計
〃	北村山地方事務所長	佐川榮次郎
〃	山形縣農業協同組合長會長	
〃	山形縣立楯岡農業高等學校長	森　直淳

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

Tatesha ~~High School~~ Japan

1 X am 6000000 Farmers in Japan
2 X am 33,000 Kodys Cuiai "

600 students in assembly - Boys + Girls
Seriously attentive - all with Note Bks
Girls seated in back / auditorium -
No talking throughout hour lecture -

Mrs Wardstalk

No Services in Japan
4 H Clubs -
Calf -
Rabbits
Sheep

Cook Quiz Contest
after lecture
Trips to Local Coop
Pamphlets on Coop

Three principles of Kyodokumiai
1. Share the Workload
2. Limited Dividends on Capital
6% + Services unlimited
3. Patronage Dividends
Other Savings to members

You do not have an ox
+ cart to do your farming
if you have an ox + cart
do with arrows of Co-op.

村農業協同組合法

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

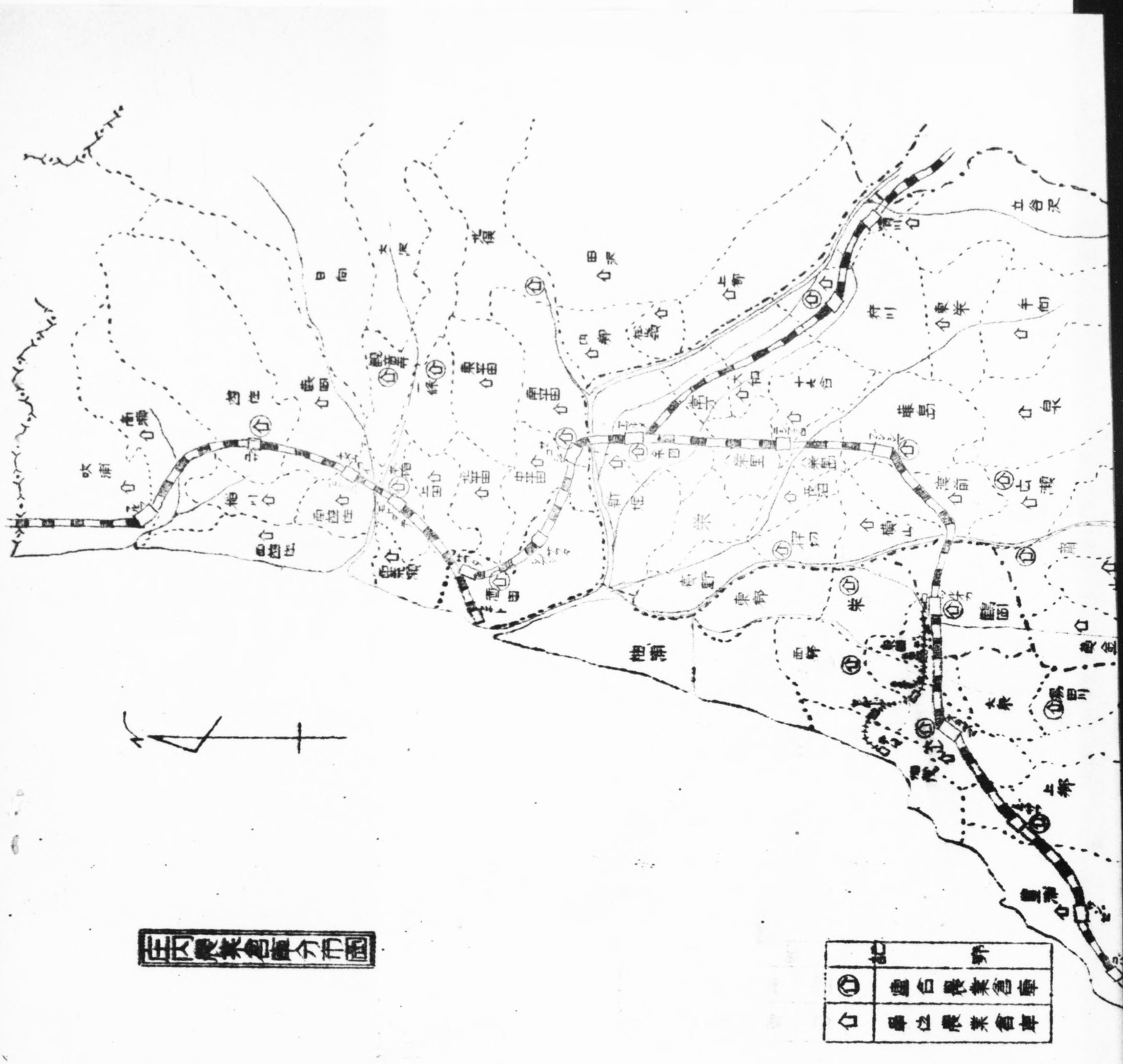

出区繁殖期個体分布図

記号	
㊀	繁殖期個体確認地点
㊁	繁殖期個体確認地点

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

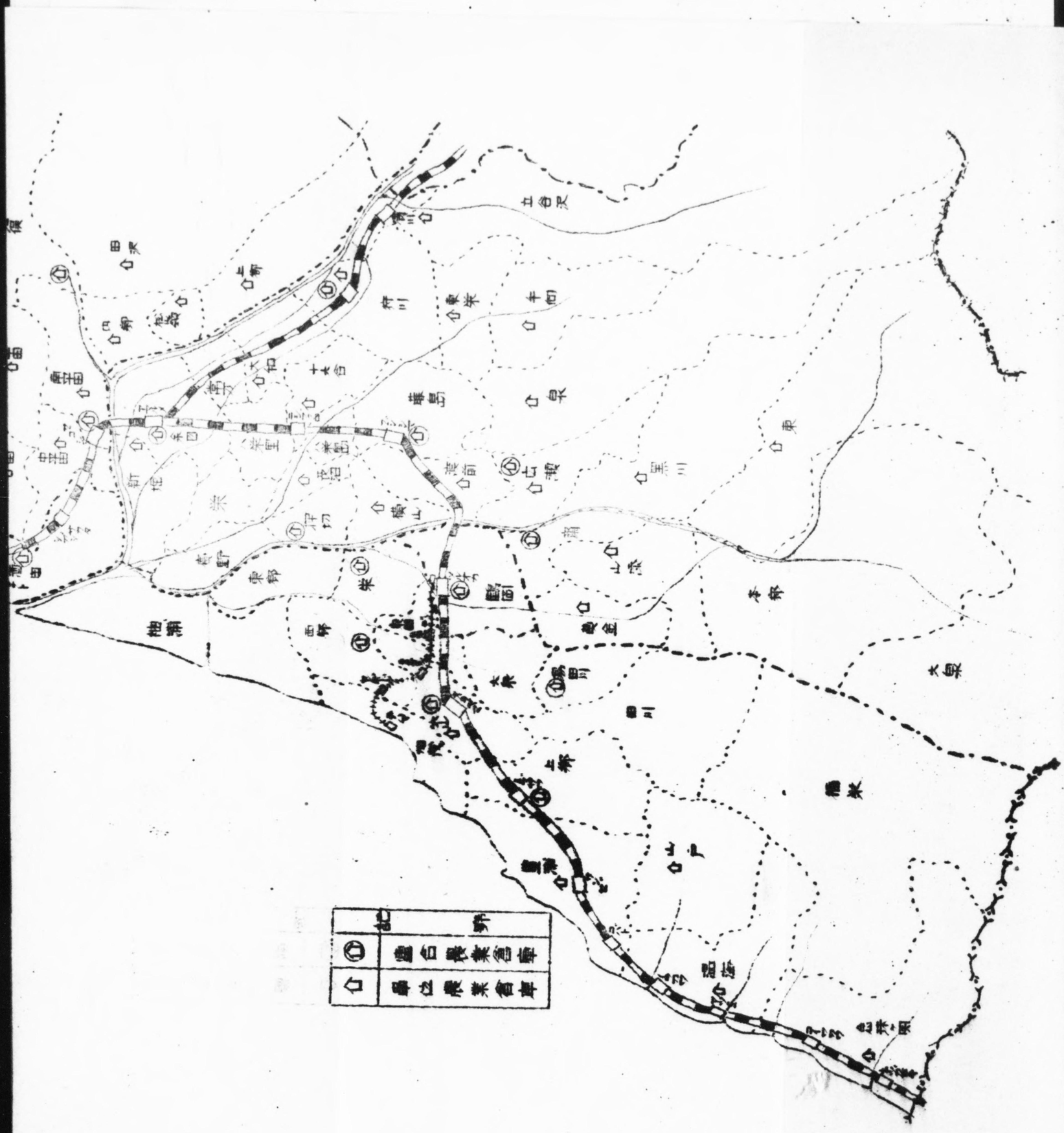

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

連合農業倉庫調

倉庫名	棟数	坪数	收容力
酒田	15	1,666.0坪	83,000石
遊佐	8	1,151.0	57,550
本楯	9	1,297.5	64,875
砂越	5	995.0	49,750
余目	8	1,530.0	76,500
狩川	6	807.0	40,350
藤島	17	2,710.0	135,500
鶴岡	9	1,356.0	67,800
大山	4	570.0	28,500
水沢	3	420.0	21,000
黒瀬	4	238.7	11,935
栄	2	210.0	10,500
押切	3	360.0	18,000
一条	1	120.0	6,000
観音寺	1	60.0	3,000
青	1	49.5	2,475
湯田川	1	15.0	750
北俣	1	75.0	3,750
合計	98	13,630.7	681,535

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

収支予定計画

収入の部

科目	金額	摘要	
保管料	31,511,800	24年	2,250,000
		25年	28,087,500
		委託工品	593,200
		期越保管料	581,100
入出庫料	11,471,300	直接入庫	7,250,500
		荷寄託	542,500
		出庫料	3,094,000
		委託工品其の他	584,300
荷造料	3,600		
燃薪料	615,100	政府米 自家保有米	
搗精料	2348,000	自家保有米	292,000
		政府委託搗精	376,000
		搗代	1,680,000
倉庫賃貸料	570,200	倉庫賃貸料	
荷役取扱料	790,500	雑料其の他	
雑収入	237,300		
計	47,547,800		

支出の部

科目	金額	摘要
借入金利息	2,375,000	官団、西郵倉庫その他年間2,500ラ円 日歩2,6キ
事業直接費	10,401,400	
事業管理費	8,489,100	
人件費	13,668,500	
諸税及負担金	3,739,900	
其の他	401,600	
合計	39,135,500	
差引剰余金	8,412,300	

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

支出の部

科目	金額	摘要
農業情報施設指導連絡費	580,000円	講習会、リーフレット 技術農政指導
借入金利息	1.710.000	借入金年間 1800万円 日歩2.6銭
人件費	9.368.400	
直接事業費	1.261.700	
事業管理費	6.348.000	
諸税及負担金	1.757.100	健保事業主負担其の他
其の他	520.000	予備費、雑支出、
合計	21545.200	

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

運合農業倉庫ノ

主要食糧ノ完全ナル貯藏保管ハ食糧政策上ノミナラズ産米声価ノ保持向上ニモ極メテ重要デアル。食糧事情ノ好転ニヨリ前途商品化ヘノ歩ミハ愈愈重キヲナシテ来ツテイルノデ、コレガタメニ今後ハ特ニ長期保管ニツイテ留意シ保管ノ完全ヲ期シタク努力カーテイル。

取扱分量

米	直接納入	七二六、〇〇〇俵
	転送納入	一二七、〇〇〇
	再寄託納入	二一七、〇〇〇
麦類		六、〇〇〇
いも類及雑穀		四、〇〇〇
国家保有米		一、〇〇〇
輸入食糧		三〇、〇〇〇
葉工品		三三〇、〇〇〇〇瓩
飼料及肥料		六八、〇〇〇〇叭
各種雑貨		二一、〇〇〇〇仙
委託搗精	(政府)	七一、〇〇〇俵
	(個人)	一一、六〇〇
燻蒸		二〇〇、〇〇〇

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

特産品

特に椎茸をとりあげ栽培及集荷に関する普及徹底をはかりつゝ農家副業として当地方山間部に好適な椎茸の増産を進めている

取扱分量

椎茸　一、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
山菜　四、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

教育情報

不利な経済環境の下にともすれば沈滞しがちな農政的又は農産面の打開に努力し特に次の点をとりあげ強靱な組合理念の発揚に努めている。

一、情報の收集及提供
各種の情報を收集し迅速な周知徹底をはかり情報資料"農家の友"又はその他印刷物等を活用している。

二、生産販賣指導
イ、庭内柿の肥培管理改善と販賣の合理化
ロ、適地適作の指導
ハ、特殊作物の栽培奨勵並研究

三、調査研究

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

四、講習會、研究会の開催、優良図書の斡旋配布

収支予定計画

総益金　23.706.420円
総損金　21.545.200円
差引剰余金　2.161.220円

収入の部

科目	金額	摘要	
預り金利息	58.500円	年間2000万 日歩8厘	
販売手数料	6.967.250	米	5.425.000円
		麦	19.250
		いも類	27.000
		木炭	900.000
		雑穀物	566.000
		菜種	30.000
販売益	3.009.600	藁工品	2.201.000
		木炭	808.600
受入手数料	2.974.900	指導奨励 米	2.790.000
		麦	9.900
		鳩糖	175.000
集荷事務費助金	1.800.000	食糧政府金利	
雑収入	240.000		
小計	15.050.250		
連合農倉剰余金	8.412.100		
前年度繰越金	244.070		
合計	23.706.420		

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

木　　葉　工　品

単作農家の経営は稲作のみでは維持出来ない現状なので手近かな副業として黄の増産をはかる

これが為消費市場に於て優位を獲得し得る様次の点に努力している

一、品質、荷造、包装の向上

二、販路の拡充

取扱分量

品目	本年度	前年度
縄	四八〇、〇〇〇貫	二六九、三〇〇貫
莚	一〇四、五〇〇枚	一四五、〇〇〇枚
叺	三六、〇〇〇枚	九八、〇〇〇枚

炭

優良な木炭を増産し製炭農家の生活安定をはかるため原木資金の確保に努めると共に品質、包装、荷造の向上について努力している

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

取扱分量

本年度	前年度
四六、〇〇〇俵	三九二、〇〇〇俵

青果物

青果物も亦稲作單営を補完するため重要な然も今後益々伸張すべき事業であるから次の点に努力して事業の推進をはかっている

一、適地適作の指導
二、品種の統一
三、品質の改良
四、共同出荷

取扱分量

蔬菜	一〇、〇〇〇メ
いも類	三三、〇〇〇メ
庄内柿	四〇、〇〇〇箱
其の他	八、五〇〇メ

（前年同様）

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

食糧事業の概況

食糧変転する食糧事情は特に単作地帯農村に劃期的な経済的変革をもたらさうとしつゝあるが政府は米を主要農業とする本會はこれが取扱について次の事項に主眼をおいて事業の推進をはかつている。

一、産米品位の向上
二、計画集荷及配給
三、特倉搬入計画と事務能力の強化
四、政府米委託搗精及精米供出による飼料確保（政府米委託搗精目標三〇万俵・精米供出二〇万俵）
五、油糧農産物の優良種子斡旋

取扱分量

品目	本年度に於て取扱う予定数量	前年度の実績
米	一五五万〇〇〇俵	一五八万〇〇〇俵

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG 810613

(単位)

事　　業	平成	平成	増　減

(注) 住宅金融公庫の融資額は、平成 年 月 日現在

借入申込者の		
	組　合	個　人

(注) 組合の（　）内は、組合員数

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

九、現行事業

運搬、加工、貯蔵又は販売
会員の指導及連絡
連合農業倉庫の経営

十、役員

会長理事	小林徳一	
常務理事	佐藤政雄	
理事	豊田永治	
	大塚甚内	
	酒井忠彦	
	池田喜太郎	
監事	本間四郎	
	加藤勝美	
	伊藤文吉	岡部助七
	佐藤文治	河野勝吉
	庄司勘作	小野丹羽太
	阿部千代松	小林助三郎

十一、機構図及配置役職員数

役員 一六名　職員 一一七名

総務部 1
- 総務課 13
- 経理課 5

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

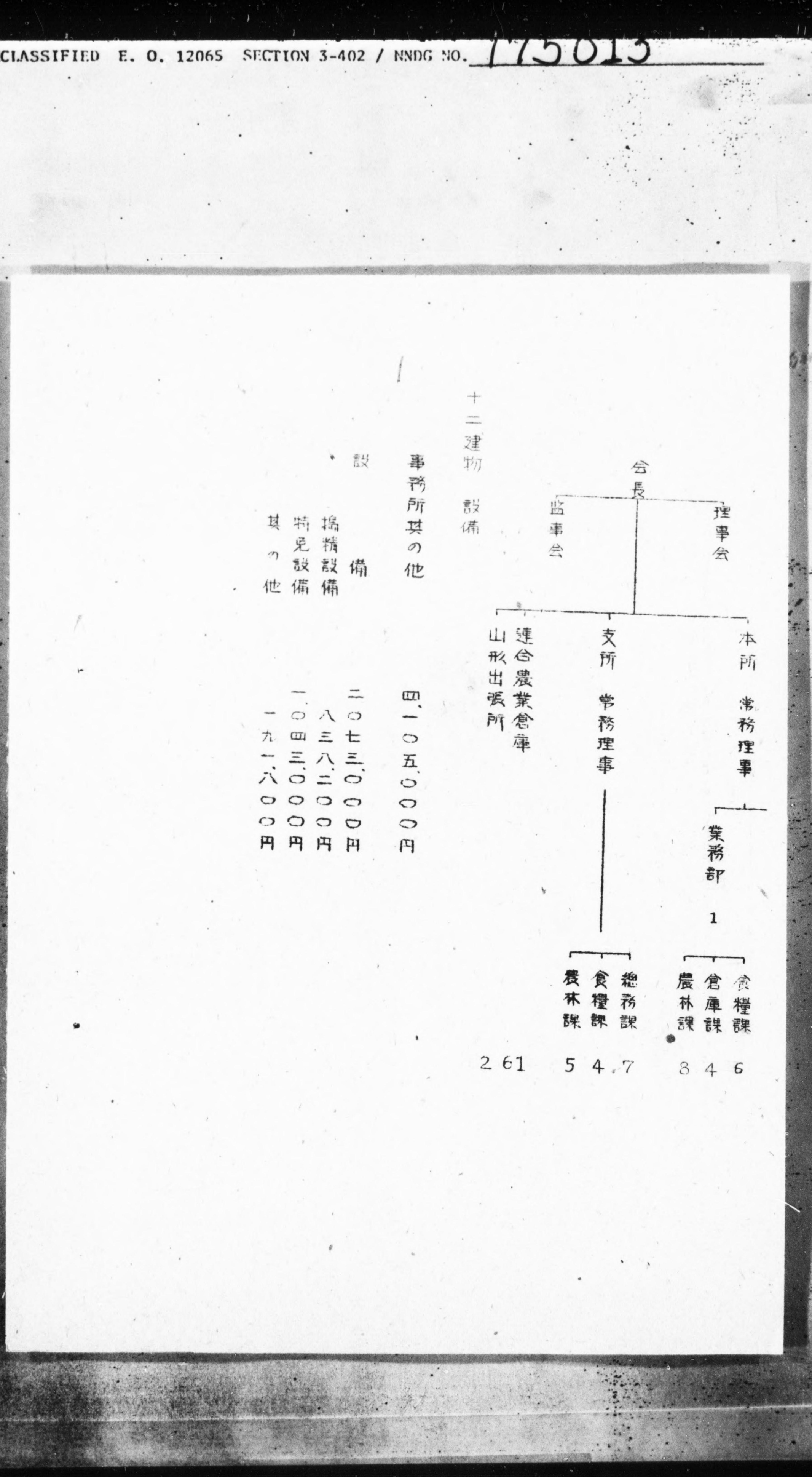

建物	四、一〇五、〇〇〇円
設備	
事務所其の他	二〇七三、〇〇〇円
搗精設備	八三八、二〇〇〇円
特免設備	一、〇四三、〇〇〇円
其の他	一九一、八〇〇〇円

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

五　四　三　二

庄内販連の概要

事務所所在地
主たる事務所　酒田市山居町　五二の一
従たる事務所　鶴岡市大宝寺大字嘉口田　三一
出張所　山形市七日町字東前六一の三

電話　一五〇番
電話　一八番
電話　五二三一番

設立年月日
昭和二十三年八月七日認可

地区
山形県一円

会員
正会員　六十九組合
準会員　—

出資金

前年度末口数	三、四八五	金額	四九七千円
一会員當	三六口	金額	七万二千円

昭和二十三年八月十四日創立

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

八

増資計画、一固定資産の膨脹と系統機関々係団体出資金の取得増加により自己資金額との均衡をはかるため本年度に於て七五〇万円の増資を実行する

借用金
- 前年度末　一三、七六〇、〇〇〇円
- 本年度借入最高限度　七五、〇〇〇、〇〇〇円
- 現在借入額　一六、一〇〇、〇〇〇円

預け金
- 前年度末　三、八六〇、〇〇〇円
- 現在預金　一、八四〇、〇〇〇円
- 有価証券　なし

系統機関及関係団体加入状況

	口数	金額	口数	金額
	中金		全販	
県信連	一〇〇	一〇〇、〇〇〇円	一五	四七五、〇〇〇円
県信果連	二五	五〇、〇〇〇円	一〇	五七、〇〇〇円
合計				
	全農工連		庄内青果	
県信連	一〇	一〇〇、〇〇〇円	九〇〇	四五、〇〇〇円
県信果連				
合計				

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

Japanese Red Cross Society Field Hospital

山形縣庄內救護班從軍紀念寫

昭和十三年九月二十五日寫

庄內班

一等看護婦

佐藤ウメ

Japanese Red Cross Society Field Hospital

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

設立の趣旨

庄内は酒田市、鶴岡市、東田川郡、西田川郡、飽海郡の二市三郡より成り、最上川を中に一区劃として東南北側は出羽丘陵に囲まれ、西は日本海に面する人情、風俗、気候、風土、習慣を同くする耕地三万八千町歩は稲作に適した豊沃な美田であり二万七千戸の農家は殆んど稲作単営である

農業総生産額の中、米の産額がその八十八%を占める一大米産地であり、農産物の貯蔵管は建坪一万三千坪、収容力六〇万石の連合農業倉庫経営は全国に冠たるものである。山形県移出米一〇〇万石の中六〇万石は庄内の産米であつて、他府県平均移出米凡そ三〇万石の二倍に相当する

従つて庄内は米により維持せられ米により生くべき宿命を有すると云ふことが出来る

その故に米の生産及貯蔵、販売、運搬、金融等独自の発達をとげたるものである。然るに経済機構の変遷に伴い本県内、村山、置賜地方とは異なる農業、経営下に庄内特殊地帯農民は時勢の急流に押され、深刻な苦難に遭遇すると共に今こそ庄内農業経営独自の合理化を断行すべく條件、環境を同じくする庄内農民は挙つて庄内販連の誕生を熱望し、これが実現をみたものである。

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

ト　販売状況

イ　主なる販売先は、庄内縣連、縣蠶連であるが、一部は秋田縣宮城縣に出荷し、他の工場製品と競争して、技術向上の資として居る。

ロ　価格は、他工場より約一割安く出荷して居る

ハ　予約註文に依り生産の上出荷するよう努め、現在の経済状況並に工場経営上、未収金を極力避けている

チ　売掛金の現況

生産並に販売面に注意し、現在に於ては、代金の回収は容易でなく、北所三ヶ月位は苦慮するであろうが、十月に入れば未収金の大部分を回収し得ると思うし、努力は怠ってならないが、前途は明るいものと思う。

二　醤油工場

イ　人員　職員四、工員一六、計二〇名

ロ　生産品　醤油　‖　年間一、二〇〇石（委託醸造）

委託人員一七、〇〇〇人　一人当月五合宛

搾油　‖　大豆、菜、茶種　一、五〇〇俵

副産品　‖　年と生　五〇万個

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

Yamaguchi to Chief Shonai Area

様式第二十二（第二十一条関係）

農業協同組合合併認可申請書

一、名称　庄内農業協同組合

二、事務所の位置　酒田市大字酒田字一番地

三、組合員の資格及び定数

資格　酒田市及飽海郡内ニ住所ヲ有スル農業者

定数　二千五百名

四、出資一口ノ金額及ビ出資口数

金額　金二十五円

口数　一口以上ニ限ル

五、事業ノ内容

（イ）信用事業

（ロ）共済事業（生命共済及ビ建物共済）

（ハ）購買事業

（ニ）販売事業

（ホ）利用事業

（ヘ）農業経営ノ指導

（ト）農業ニ関スル調査及ビ資料ノ蒐集

（チ）農業ニ関スル教育及ビ宣伝

（リ）前各号ニ附帯スル事業

六、事務所ノ名称及ビ位置

名称　庄内農業協同組合

位置　酒田市大字酒田字一番地

七、設立ノ年月日

昭和二十二年八月十五日

八、沿革

設立ノ経過

昭和二十二年農業協同組合法ノ施行ニ伴ヒ酒田町外十一箇町村ノ農業会ヲ統合シ庄内農業協同組合ヲ設立スルノ件ニ付昭和二十二年八月十五日

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

Jawagata Agl
Shonai Fed

鋸海農村工業農業協同組合連合會概況報告

創立年月日	昭和二十三年八月十日
出資金	八拾六萬壹千圓
区域	酒田市並鋸海郡一圓
組合員数	二十五組合
役員	理事五名　監事三名

事業の内容

一、農業用工場（物資農機具修理）

イ、人員

	職員	男三
	工員	男一四　女三　計一七名
	合計	二九名

ロ、設備（主要なもの）

原動機	二、五KW
鉄工機械	大尺シャーリング一台　三号ベーブレス一台　三号ベーブレス一台

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

八、敷地

二、建坪

木工機械　昇降盤　一ヶ
〃　自動鋸　一ヶ
八尺旋盤　一ヶ
六尺旋盤　一ヶ
四尺五寸旋盤　三ヶ
ラケアール　一ヶ
ミシン鋸　一ヶ
角のみ　一ヶ
手押鉋　一ヶ

木、生産内容

一、八九二坪

三一〇坪

八、主な作業

生産を主とし現在の処、水田除草機、動力脱穀機、動力籾摺機を生産し、一ヶ年の約四分の一を一般農具の修理を行う。

2、生産能力

一ヶ月　同一機械製作として

水田除草機　六〇〇台
動力脱穀機　九〇台
動力籾摺機　一〇〇台

昭和二十五年度生産計画

水田除草機　一、五〇〇台
動力脱穀機　二〇〇台
動力籾摺機　三〇〇台

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

昭和二十五年度生産計画

一、生産内容

二、生産地　一八九二坪

三、主な作業　生産を主とし現在の処　水田除草機、動力脱穀機、動力籾摺機を生産し、一ヶ年の

四、生産能力

一ヶ月　同一機械製作にして

水田除草機　六〇〇台
動力脱穀機　九〇台
動力籾摺機　一〇〇台

五、

水田除草機　一五〇〇台
動力脱穀機　二〇〇台
動力籾摺機　三〇〇台

六、

八尺旋盤　一
セーパー　一
卓上ボール盤　三

一、六尺旋盤　一
ラヂアールボール盤　二
ベルトハンマー　一

一、四尺五寸旋盤
万能ボール盤
コンプレッサー

一
一
三

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

一道東北七縣農業協同組合主管課長會議出席者名簿

時　昭和二十五年十月十二～十三日

如　山形縣上山町　村尾

東北地方民事部	經濟課	係官	レエルミラー	
農林省大臣官房	農林金融課	顧問	山田武	
北海道農地部	農協課	事務官	栗崎彦十郎	
新潟縣	〃	技師	鎌田甫堆	
福島縣	經濟部農協課	課長	権平文七郎	
宮城縣	農政課	主事	佐藤三四郎	
岩手縣	農協課	主事	佐久門敏一	
青森縣	〃	課長	熊倉忠一郎	
秋田縣	〃	主事	太泉吉郎	
〃	〃	課長	松田勝一	
〃	〃	主事	小池保	
〃	〃	課長	斉藤政憲	
〃	〃	主事	小林信洋	
〃	〃	課長	三上政東	
〃	〃	主事	小原師次	
〃	〃	課長	鈴木武	
山形縣農林部	農務課	部長	梅津竜夫	
〃	〃	課長	木村光治郎	
〃	〃	主事	七海正男	
〃	〃	技師	藤垣恒夫	
〃	〃	主事	武田正之助	
〃	〃	技師	佐々木芳蔵	
〃	〃	技師	松浦専云	
〃	〃	技師	尾形清	
〃	〃	主事	星武次郎	

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

農務第一四六一號
昭和二十五年九月二十七日

山形縣知事　村山道雄

東北地方民事部長　殿

北海道東北六七縣農業協同組合主管課長會議について

農業協同組合の經營の急迫に對處する對策につき協議するため曩に一道七縣主管課長の要望もあり左記により標記會議を開催致すこととなりましたから御出席下され御指導と御鞭撻賜りたく御願ひ申上ます。

記

一、日　時　昭和二十五年十月十二日午前十時より十月十三日午后六時まで

一、場　所　山形市、及び赤湯町の予定

一、會　議　ノ、東北地方民事部　挨拶

2. 農　林　省　挨拶、指示

3. 各縣提出事項審議（主として政會案、組織統合、經營對策、金融對策とし提出議題詳細後報のこと）

山形縣

昭和廿五年度生産物代金収入見込表

単位 円

町村名＼区分	割当供米代金	早場奨励金	超過代金	雑穀代金	甘藷代金	葉煙草代金	蚕繭代金	木炭代金	合計
松嶺	2.992.000	183.040	61.250	13.110	28.000		115.200		3.402.600
上郷	30.750.500	2.330.440	5.765.625		17.500		86.400	300.000	39.250.465
内郷	36.778.500	297.280	6.900.000		7.000	4.500	182.000		46.079.280
田澤	24.320.500	1.811.920	4.760.000		66.500	69.501	408.600	1.050.000	32.356.020
北俣	12.408.000	946.240	2.326.250		42.000	36.000	163.600	525.000	16.437.090
南平田	81.571.500	6.706.240	15.294.375			82.500	163.200		103.817.815
東平田	68.478.000	6.442.600	12.039.375	67.865		175.500	134.400		88.104.840
北平田	80.396.000	7.677.640	15.076.375			68.000			103.217.015
中平田	114.790.500	10.017.840	21.523.125			438.000			146.772.465
上田	69.860.000	6.261.080	13.098.750			530.000			89.749.830
本楯	85.777.000	8.190.480	16.083.125	11.730		827.500	15.200		111.013.035
一條	37.814.000	3.507.160	7.080.000	117.880		64.500	22.400		48.616.050
観音寺	30.816.000	3.165.840	5.778.125	132.825		115.500	26.400		40.014.690
大澤	8.284.500	677.320	1.553.125	96.765			67.200	2.100.000	12.779.090
日向	17.197.000	1.376.640	3.224.375	140.760		49.000	36.000	1.965.000	23.987.775
西荒瀬	47.862.500	4.417.600	8.975.375		630.000	73.500	537.600		62.496.575
南遊佐	46.677.500	4.486.400	8.751.875		161.000	163.000	163.200		60.402.975
稲川	56.995.000	5.217.600	11.061.875		140.000	14.000	326.400		73.754.955
西遊佐									

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDS NO. 175013

大平田	68.476.000	6.442.600	12.638.375	67.965		175.600	134.400		88.104.840
北平田	80.396.000	7.677.640	15.076.375			69.000			103.217.015
中平田	114.790.500	10.017.840	21.523.125			438.000			146.772.465
上田	69.860.000	6.261.080	13.098.750			539.000			89.748.830
本楠	85.777.000	8.190.480	16.083.125	11.730		827.500	15.200		111.013.035
一條	37.814.000	3.607.160	7.089.000	117.810		64.500	22.400		48.616.050
觀音寺	30.616.000	3.145.840	5.778.125	132.825		115.500	26.400		40.014.690
大澤	8.284.500	677.320	1.553.125	96.945			67.200	2.100.000	12.779.090
日向	17.197.000	1.375.640	3.224.375	140.760		49.000	36.000	1.865.000	23.907.775
西荒瀬	47.062.500	4.417.600	8.975.375		630.000	73.500	537.600		62.496.575
南遊佐	46.677.500	4.486.400	8.751.875		161.000	163.000	163.200		60.402.975
稻川	58.995.000	5.217.680	11.061.875		140.000	14.000	326.400		75.754.955
西遊佐	7.714.500	744.160	1.446.250	16.560	420.000	7.000	68.000		10.670.470
遊佐	63.646.500	5.084.640	11.933.750	267.030	21.000	14.000	41.600	375.000	81.383.520
蕨岡	54.848.000	4.898.400	10.283.750	250.125	227.500	105.500	20.800	450.000	71.084.075
高瀬	43.842.000	3.899.840	8.220.625	108.675	315.000	11.500	192.000	300.000	56.867.640
吹浦	4.604.500	410.380	863.125	40.335	304.500	32.000	38.400	583.000	7.248.210
酒田	81.192.000	6.482.440	15.223.750		140.000	137.500	7.200		103.174.870
酒田北部	17.826.500	1.425.800	3.342.500		105.000	66.000			22.765.800
合計	1.128.460.000	99.318.100	211.774.750	1.627.020	2.625.000	3.180.500	3.356.800	7.650.000	1457.000.170

備考 本表の算定は (1)供米代金は事前割当数に石当り@5.000円 (2)早場時働金は期別割当による
(3)超過代金は事前割当の15%に価格1.25倍 @6.250円の割合
(4)雑穀代金 販連供出取扱数に対する3—K@.23円 (5)甘藷代金 10貫@.350円の割合 @500円
(6)ワラエ品代 販連取扱 44.10 — 45.3 前年同期実績の文 (7)木炭 集荷目標の@160円 (8)垂供予想

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NND NO. 775013

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDS NO. 775013

農家資金蓄積標準率表

ケンレイ 縣信

区分	今標準率	蓄積標準	備考
借入金返済	農予借入金	一〇・〇% 十七年 七・二%	農家負債整理組合法施行地ニ於ケル昭和三年末現在農債負債額ニ対スル比率ニシテ政令ニヨル自己資本基準額六一六、〇〇〇円ニ対スル比率ニシテ農家一戸平均ハ八、一五〇円ニシテ昭和三年末農予借入額一億四千万円ヲ鉱害郡農家一戸平均一二、三〇〇円ニ換算シタルモノ
	其ノ他借入金		
生産拡充	農業資本投下	三・一%	農業ニ投下スル資本ハ農業ニ要スル資本ニ基キ昭和三五年農業センサス農家一戸平均三六四〇円ニ対スル比率ニシテ差引増資目標額四五、三八五、〇〇〇円ヲ組合員一人平均三六四〇円ニ換算シタルモノ
	土地改良積立金	一〇・〇%	農業ニ投下スル資本ハ農業ニ要スル資本ニ基キ昭和三五年農予借入額一億四千万円ヲ鉱害郡農家一戸平均一二、三〇〇円ニ換算シタルモノ

普通貯金

肥料貯金	農家貯金	納税準備貯金	その他普通貯金
一二%	二一・八%	二三・六%	九・六%

肥料代金決済ニ要スル資金ニ基キ一〇〇%吸収金額信用ニ預ケ入レル

農家収入ノ正確ヲ期スルナリ生産費ト所得ノ比較ヲ明確ニシ次年生産費ノ積立ヲ励行シ生産ニ万全ヲ期ス

昭和三四年農民組合生産費調査ニ於ケル農家一戸当リ家畜飼料一〇、〇〇〇円ニ対スル比率ニシテ家畜ハ三八%減耗ヲ見込ミ牛馬豚ノ産仔及ビ農業一戸当リ農業用資本ハ六六%ニ相当スル金額ヲ積立ヲ期ス

昭和三五年度賠償肥料取扱通計ニ対スル比率ニシテ

吸収一〇〇%

農民組合資料ニ町歩耕作農家ノ所得税四六%市町村税一三%ヲ見込ム

生活費ニ充テラレル本

定期貯金

たすけあい貯金	農荒貯金	その他定期貯金	定期貯金
一%	一%	一〇%	一七%

金額信用ニ預ケ入レル

昭和三五年度ヨリ農一〇〇万円程ニ対スル比率ニシテ

火災疾病其ノ他ノ災害ニ備エルト共ニ一定額ニ達スレバ土地改良其ノ他生産

生活費トシテノ積立ヲ計画的

昭和三五年度ノ消化目標三五%ヲ以テ次代金収入ニヨリ積

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

模標準率表

準	農信吸收目標及要領	備	考
一%	農信は営農要領に基き一〇〇%確保に努める		
二%	農家政策規則に基き三十四年に全額返済する	政令による向こ各本基準一戸当一六六四〇〇円に対する現在出資額一六二七九〇〇円	
七%	昭年より政令の規定により貸出されるから年内に一応全額返済せしめる	昭和三五年農手借入額一億四千万円が収入予想額に対する比率	
一%	農家収入の正確を期するなり生産費と所得し次年生産費の積立を励行し生産に万全を期す	肥料代金決済要領に基き一〇〇%吸収全額信連に預ケ入れる	昭和二五年度賠償肥料取扱高一七、八二六千両の収入予想額に対する比率
一%	全額信連に預ケ入れる	政令による向こ各本基準一戸当一六六四〇〇円に対する現在出資額一六二七九〇〇円	
六%	吸収一〇〇%	農民組合営農資料 市町村税四六% 市町村税一三六% 英の他四四% (昭二四実績 二一八%)	昭和二四年農民組合生産費調査資料による
一六%		農業収入 三八%減耗各とも含む 家畜飼料 一〇、〇%半馬渕却費も含む 産金肥 六六% 農薬 一% 英体その他 一% 農民組合営農資料 二町歩耕作農家基準とし未満四八〇円の所得計算	
一%	生活費に充てられる金額	昭和二五年度目標一、〇〇〇万円 町村目標一四〇〇万円の収入予想に対する比率	
一%	生活費としての積立を計画的且つ有利に運用する	火災疾病其の他の災害に備えると共に謝恩感謝の意味の貯蓄を励行し一家族に適方れば土地改良その他生産場施に使用す	
七%		昭和二五年度の消化目標 三五〇万円の収入予想に対する比率 "及び大体金以外の収入により積立する	

鮑海郡農協貯蓄貸出比較表

貯金
貸出

農家戸数　12.394戸
組合員数　12469人　25組合
貯金平均高　326,883,100円　一町村平均 13078,000円

事業資金　2.372.000円
信用事業　3.804.100円
個人発展　1.965.000円
預り金　4.650.000円

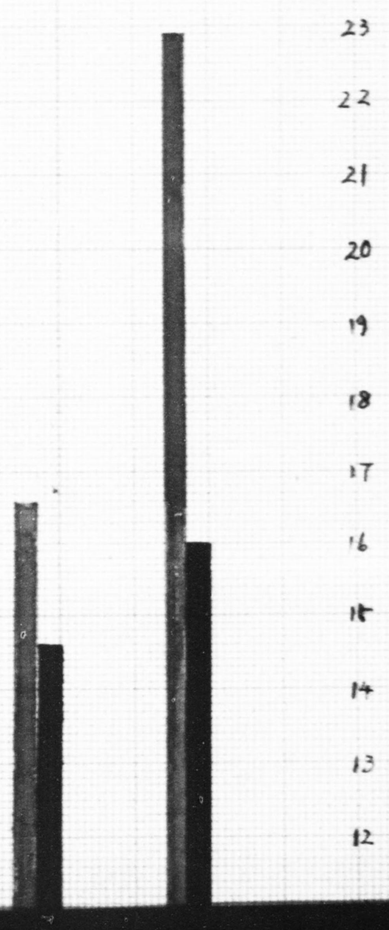

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NND 80. 17501

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / ENDG. NO. 175013

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

連合会名		剰余金	損失金
縣單位連合会	縣信連	4,203,710	0
	縣販連	1,815,045	0
	市販連	1,886,685	0
	縣購連	0	1,102,234
	市購連	324,120	0
	縣農工連	0	2,312,512
	縣厚生連	14,613	0
	縣共済連	21,045	0
	縣生果連	1,348	0
	縣南北連	0	806,856
	縣畜産連	1,324	0
	小計	4,272,645	8,623,813
郡單位連合会	鹽水農工連	0	42,245
	佳冬農工連	0	1,637,720
	四川農工連	0	384,168
	琉引農産加工連	0	145,710
	小計	0	2,181,843
	合計	4,272,645	10,804,656

註合会。
昭和二十四年度剰余金。及び損失金調

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

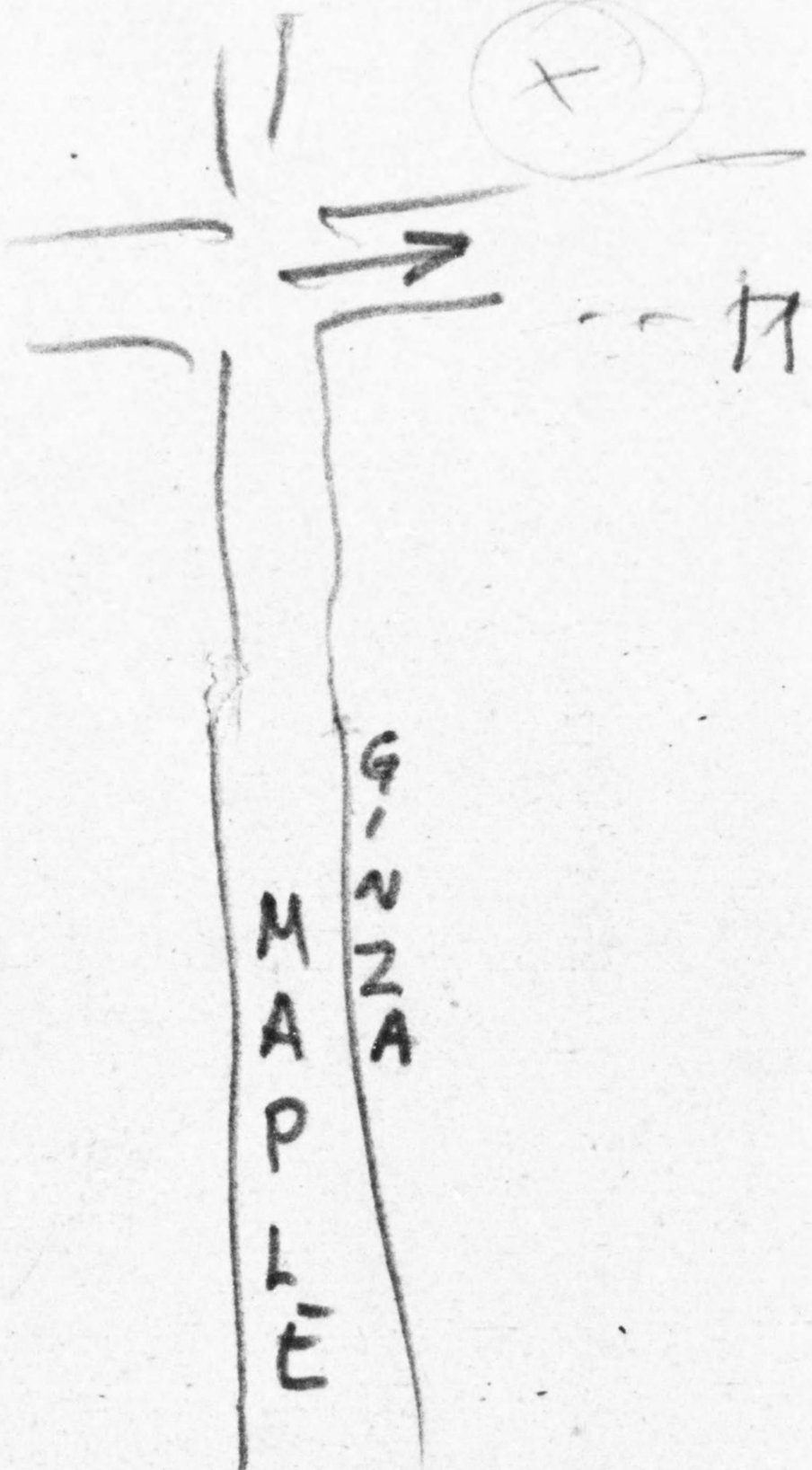

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 175013

昭和二十四年度
課名 農地部農業委員会協同組合課
人員数 課二十名 他ニ事務所八名
予算額 二、四三三、四三五円
内訳
人件費 一、四一一、七五八円
事業費 一、〇二二、六三七円

(1) 就ニ單位農協ニ於テ年次昭和二十五年度總会(決算總会)ヲ行エルモノ数
五五名

昭和二十五年度
農政部農務課
職員十一名 他ニ事務所八名
二、五五七、二五七円
一、四二〇、八〇四円
一、一三六、四五三円

役員ノ理事並ニ監事ノ
A. 再選 七%
新ニ選出 七一%
B. 當テ書キ委員会役員ヲリーモノ 二二%
C. 總会ニ出席セル組合員ノ百分比 五五%

(2) 就ニ年次昭和二十五年度總会ニ開催セル
役員(理事並ニ監事)
A. 再選 八%
新ニ選出 四二%
B. 當テ書キ委員会ノ役員ヲリーモノ 二二%
C. 總会ニ出席セル組合員ノ百分比 五七%

(3) 就ニ年次昭和二十五年度總会ニ開催セル運合会ノ数 一ヶ所

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(6)

(6) 農林省に対する要望事項

a. 農協法は単なる組織法に止まり、生産協同体としての活動と助長するに充分でないから、法の改正を要望したい。

b. 現在の組合金融は短期資金の供給ですら一杯であり、中長期資金の低利融資制度が確立していない。これが到底の改革を農業生産の改良助長保全に必要な設備資金を供給をうけるよう措置を要望する。

c. 政令案によれば信用事業を行う農協は固定資産と払込資本との一五倍の自己資本と一ケ年間に充実をなす事とするも、これが実施期間を農家経済事業状況も考慮して伸縮できるよう措置が望ましい。

D 農業政策と農業技術の指導実践については末端の各種の機関を充立せしめず、全て農協を通じて実施するよう本省各局の方針を確立してもらいたい。

E 新たに新設せられる地方税の純益割は現在のかき赤字組合の多い状況では新らたな負担を附加することとなるので、農協細法第六条により収益団体でないと明示もあるが、特に被和の措置を要望する。

F 政令の公布と共に組合の監査指導は産業組合よりやさしいであるが、実施財源の点より、地方庁に於ては容易に増額は不可能なる状況にあり、国庫の補助的な助成金の増額を要望する。

(7) 農林省に対する要望事項

a. 農協法は単なる組織法に止まり、生産協同体としての活動と助長するに充分でないから、法の改正を要望したい。

b. 現在の組合金融は短期資金の供給ですら一杯であり、中長期資金の低利融資制度が確立していない。これが到底の改革を農業生産の改良助長保全に必要な設備資金を供給をうけるよう措置を要望する。

c. 政令案によれば信用事業を行う農協は固定資産と払込資本との一五倍の自己資本と一ケ年間に充実をなす事とするも、これが実施期間を農家経済事業状況も考慮して伸縮できるよう措置が望ましい。

D 農業政策と農業技術の指導実践については末端の各種の機関を充立せしめず、全て農協を通じて実施するよう本省各局の方針を確立してもらいたい。

E 新たに新設せられる地方税の純益割は現在のかき赤字組合の多い状況では新らたな負担を附加することとなるので、農協細法第六条により収益団体でないと明示もあるが、特に被和の措置を要望する。

F 政令の公布と共に組合の監査指導は産業組合よりやさしいであるが、実施財源の点より、地方庁に於ては容易に増額は不可能なる状況にあり、国庫の補助的な助成金の増額を要望する。

(8) 農林省に対する要望事項

a. 農協法は単なる組織法に止まり、生産協同体としての活動と助長するに充分でないから、法の改正を要望したい。

b. 現在の組合金融は短期資金の供給ですら一杯であり、中長期資金の低利融資制度が確立していない。これが到底の改革を農業生産の改良助長保全に必要な設備資金を供給をうけるよう措置を要望する。

c. 政令案によれば信用事業を行う農協は固定資産と払込資本との一五倍の自己資本と一ケ年間に充実をなす事とするも、これが実施期間を農家経済事業状況も考慮して伸縮できるよう措置が望ましい。

D 農業政策と農業技術の指導実践については末端の各種の機関を充立せしめず、全て農協を通じて実施するよう本省各局の方針を確立してもらいたい。

E 新たに新設せられる地方税の純益割は現在のかき赤字組合の多い状況では新らたな負担を附加することとなるので、農協細法第六条により収益団体でないと明示もあるが、特に被和の措置を要望する。

F 政令の公布と共に組合の監査指導は産業組合よりやさしいであるが、実施財源の点より、地方庁に於ては容易に増額は不可能なる状況にあり、国庫の補助的な助成金の増額を要望する。

(9) 農林省に対する要望事項

a. 農協法は単なる組織法に止まり、生産協同体としての活動と助長するに充分でないから、法の改正を要望したい。

b. 現在の組合金融は短期資金の供給ですら一杯であり、中長期資金の低利融資制度が確立していない。これが到底の改革を農業生産の改良助長保全に必要な設備資金を供給をうけるよう措置を要望する。

c. 政令案によれば信用事業を行う農協は固定資産と払込資本との一五倍の自己資本と一ケ年間に充実をなす事とするも、これが実施期間を農家経済事業状況も考慮して伸縮できるよう措置が望ましい。

D 農業政策と農業技術の指導実践については末端の各種の機関を充立せしめず、全て農協を通じて実施するよう本省各局の方針を確立してもらいたい。

E 新たに新設せられる地方税の純益割は現在のかき赤字組合の多い状況では新らたな負担を附加することとなるので、農協細法第六条により収益団体でないと明示もあるが、特に被和の措置を要望する。

F 政令の公布と共に組合の監査指導は産業組合よりやさしいであるが、実施財源の点より、地方庁に於ては容易に増額は不可能なる状況にあり、国庫の補助的な助成金の増額を要望する。

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(6)

(4)

(5)

農協指導体系調整

農民及び農協に対する各指導機関、特に農業技術員、農業普及員、社会教育主事及び生活改善普及員の能率的指導効果発揮に相互の連繋を引力にするため、農協が中心となり、連絡調整その実践なります。

(5) 監査強化を表彰

A 自主経営が枝位気脈を通ずるとなり、農民負担の加重となり、一部組合ボスのために公正なる運営の破綻を来してみるが如き組合に対しては、現地監査の実施を予定してみるが、国庫補助の増加を得て強力に実施する。本年度監査は事業運営資金の限全措置を中心とする指導監査です。特に(駅)信連については新式銀行監査方法を採用して実施する。

B 紙上監査を容易ならしめるため経営分析試算表を基礎とし、これを提出せしめ全営破綻の予測を簡易化し、組合財政と共に傾斜全営に対して事前警告する。

C. 全営の優秀と経営の健全化に努力の顕著なる組合に対しては農協法発布第三回年記念日において表彰を企画してみる。

D 本年度は地方税制度改革時であるため、徴税の困難も予想せられるが納税引当準備金の励行と併せて、組合自資の増加運動も併行して実施し成績優良組合については農林省及び市町村にて表彰する。

(6) 農林省に対する要望事項

a. 農協法は単なる組織法に止まり、生産組合としての実体的規定が乏しくなりがちであるから、法の改正を要望したい。

b. 現在の組合金融は短期資金の供給で一杯であり中長期資金の低利融資制度が確立してをない。これが制度の改革を図り全国に必要な設備資金を容易ならしめるよう措置を要望する。

C 政令案によれば信用事業を行う農協は固定資本の二十五倍の自己資本を二ヶ年間に充実を必要とするも、これが実施期間を農家経済事情も考慮して伸縮できるよう措置が望ましい。

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO. 775013

(3)

(2)

組合の損失を最小限度に止めうる様保護指導を図る

A 創設第三年を迎えたるをもって主として育成より指導に移行せしむる。

B 前役職員の経験教育のため企業会計方法の指導、民主的組合運営、自主的監査方法、農協とは？の講習会を実施する。

C 計理能力の確保と優秀職員の養成のため、計理技能者の認証考査と登録及び長期教育の施策と、高等農協学校を新設するが、緊急の余裕あれば独立校舎の新設を計画してみる。

(3) 財政施策

A 組合財政の硬直を打開するため、繰越二十万円を償還期限延期のため、農家の野蚕増加、組合事業運動を兼ねて、更に三千万円の予託を計画してみる。

B 予託利子の外、本年高エ口の販売、前渡金の増加及び土地の改良、災害復旧のための国庫の補助金の確保を計り、これら資金の借入を容易にするため、損失補償制度の確立を計画してみる。持に最近市町村財政の不備から農協からの貸付が困難となる。

C 農業の生産の共同化を促進するに必要な施設をなす。農協に対し緊急且つ低利貸付制度を考へてみる。

D 資金総合需給調整計画化運動

前各事業の自覚主義による円滑なる実現と所要不足資金の一部導入を確実ならしめ、併せて金融疎通による信用事業資金の確実なる運用を期するため増資、増口、同度利用、借入金の抑制と計画的償還指置の励行、組合経営の節減収入の増進を計り財政の困難に重点を置く指導をなす。

E 不良組合の更生、整備計画化運動

経営の傾斜せるものに対しては個別実地に能率的且つ適切なる更生の不能なるものについては組合員自力更生の指導の徹底を図る。

組合の共同生産組織の編成と、一般農業生産の共同生産小組合の結成を促進し、この形態を期する。

産の共同化を容易ならしむるための農業生産を通じ資金の効率的融資と生産の向上を期する。